

平成 20 年第 2 回定例会

富良野市議会会議録（第 3 号）

平成 20 年 6 月 17 日（火曜日）

平成 20 年第 2 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 20 年 6 月 17 日 (火曜日) 午前 10 時 01 分開議

議事日程 (第 3 号)

日程第 1 市政に関する一般質問

- | | |
|--------|----------------------------|
| 広瀬 寛人君 | 1. 中心市街地活性化への対応について |
| | 2. 道路交通法改正への対応について |
| 覚 幸伸夫君 | 1. 森林資源の有効活用について |
| | 2. 耐震対策について |
| 宮 田 均君 | 1. ごみ対策について |
| | 2. 富良野市情報共有と市民参加のルール条例について |
| | 3. 市道の管理について |
| | 4. 中心市街地活性化について |
| 今 利 一君 | 1. 交通安全対策について |
| | 2. 市道の管理について |

出席議員 (18 名)

議長	18番	北 猛俊君	副議長	17番	日里雅至君
	1番	佐々木優君		2番	宮田均君
	3番	広瀬寛人君		4番	大栗民江君
	5番	千葉健一君		6番	今利一君
	7番	横山久仁雄君		8番	岡本俊君
	9番	穴戸義美君		10番	大橋秀行君
	11番	覚幸伸夫君		12番	天日公子君
	13番	東海林孝司君		14番	岡野孝則君
	15番	菊地敏紀君		16番	東海林剛君

欠席議員 (0 名)

説明員

市	長	能登芳昭君	副	市	長	石井隆君					
総	務	部	長	細川一美君	保	健	福	祉	部	長	高野知一君
経	済	部	長	石田博君	建	設	水	道	部	長	岩鼻勉君

看護専門学校長 登尾 公子 君
総務課長 松本 博明 君
企画振興課長 鎌田 忠男 君
教育委員会教育長 宇佐見 正光 君
農業委員会会長 藤野 昭治 君
監査委員 松浦 惺 君
公平委員会委員長 島 強 君
選挙管理委員会委員長 藤田 稔 君

保健福祉部参事監 中田 芳治 君
財政課長 清水 康博 君
教育委員会委員長 齊藤 亮三 君
教育委員会教育部長 杉浦 重信 君
農業委員会事務局長 大西 克男 君
監査委員事務局長 中村 勇 君
公平委員会
事務局 局長 中村 勇 君
選挙管理委員会事務局長 古東 英彦 君

事務局出席職員

事務局 長 藤原 良一 君
書 記 日向 稔 君
書 記 渡辺 希美 君

書 記 鷓飼 祐治 君
書 記 大津 諭 君

午前 10 時 01 分 開議
(出席議員数 18 名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、

岡 本 俊 君

宍 戸 義 美 君

を御指名申し上げます。

日程第 1 市政に関する一般質問

議長(北猛俊君) 日程第 1、昨日に引き続き市政に関する一般質問を行います。

それではただいまより広瀬寛人君の質問を行います。

3 番広瀬寛人君。

3 番(広瀬寛人君) -登壇-

さきの通告に従いまして、順次質問をいたします。

まず、中心市街地活性化への対応についてお伺いをいたします。

平成 10 年より平成 12 年にかけて、施行された、旧まちづくり三法は、大店法、都市計画法によるゾーニング、中心市街地活性化と地域のしょ、商業圏域調整を図るいゝあいが強いものでしたが、都市機能集約の視点が欠如している。中心市街地活性化基本化計画への地域ニーズの不十分な反映、商業活性化に偏った取り組み、安易な郊外開発。広域的視点の反映されにくい都市計画など、修正すべき指摘が顕著になってきたことから、ことを踏まえて、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を、総合的、かつ、一体的に推進するために、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設。

市町村が作成する基本計画の、内閣総理大臣による認定制度の創設。支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等、所要の措置を講じられました。

この新まちづくり三法が策定されるにあたって、参考としたといわれるのが、イギリスの取り組みで、1980 年代に規制緩和がもたらした郊外型の商業施設急増と、それに伴った中心市街地の衰退に歯どめをかけることとして、1996 年の法改正によってコンパクトなまちづくりを目指し、人口減少、高齢化にも対応した資源、環境問題の悪化を食い止め、行政が、持続可能な社会資本の維持が主な目的であったとお聞きしております。

この取り組みで指摘されたことは、主体はあくまで市町村であるが、行政や商業者、地権者など、多様な関係

者が意欲を持って積極的に取り組まなければ、郊外住民の切り捨て、さらなる格差を生むだけの市街地再編になり得るというものでした。

これらの海外での事例を参考にして、改正された新まちづくり三法では、多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の法制化がなされ、官民の協働が強く求められております。

青森市、富山市の認定を口火として、多くの自治体が今後のまちづくりに向けて、新中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでおります。

道内では、帯広市、砂川市、滝川市がそれぞれ認定を受け、小樽市、北見市、稚内市、岩見沢市も認定を受けるべく準備を進めているとお聞きします。

本市では、地域事情にもっとも精通した民間との連携、積極的なかわりを求める新法の意向を反映させるため、富良野市中心市街地活性化、活性化協議会を設置し、基本計画の骨子策定を依頼しておりましたが、本年 2 月 21 日に提出されたとお聞きします。

富良野市には、この構想をもとに新中心市街地活性化基本計画を策定されていくものと考えます。

富良野市中心市街地活性化協議会から提出された基本計画構想では、行政と協働、協力のもとに、富良野まちづくり株式会社が重要な位置づけをされております。

新聞報道にもありましたように、今後、組織強化を図るべく資本増資に取り組むとあり、厳しい経済状況の中、民間組織の並々ならぬ決意が伺えるものと思います。

そこで、市長にお伺いをします。

まず 1 点目、富良野市が、富良野市が新三法をどのようにとらえ、10 年、20 年後の富良野の将来を見据えたまちづくりを考えられているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

2 点目、内閣総理大臣の認定に向けた基本計画策定ですが、中心市街地活性化協議会から提出された基本計画構想をもとにして、富良野市総合計画や都市マスタープランとの兼ね合いを図りながら、専門家の知識、知恵の導入や、上級官庁との折衝など、協議会と行政が綿密な連携をとれる環境づくりが肝要と考えますが、見解はいかがでしょうか。

3 点目、基本計画が認定を受けた暁に、計画の事業実施に対して、どのような支援をお考えかお聞かせください。

続きまして、本年 6 月 1 日に施行されました改正道路交通法の自転車に関する件についてお尋ねをいたします。

環境にも負荷が少なく、便利で健康的な乗り物として、自転車の有効性は、誰もが認めるところと思ひます。

しかし、最近では、歩行者に危険を及ぼす無謀な走行やマナー低下で、重大な、重大事故も散見されるようになってきました。1998 年の全国での自転車事故は 14 万 1,504 件でしたが、昨年は 17 万 1,018 件までふえました。

交通事故全体に占める割合も、18.1%から20.5%と増加しました。

北海道警察では、自転車通行のマナー向上、違反者へのルール周知、そして交通事故防止を目的に、危険な違反運転をした自転車利用者に対して、イエローカードと呼ばれる指導警告票を交付しております。昨年の交付枚数は、1万3,575件にもなり、最も多かったのがライト無灯火の5,741件、次いで2人乗りが5,076件信号無視が1,000件となっております。

道路交通法上、自転車は軽車両として扱われ、歩道と車道が区別されている場所では、車道を通行することが原則となっております。

このたびの改正では、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体障害者は、自転車で歩道を通行できるなど、自転車の歩道走行を明確化しました。

私は、幼児、13歳未満の子供たちへの周知や、教育は幼稚園、小学校の交通安全教室などを積極的に活用して、このたびの改正の周知が可能と考えております。70歳以上の高齢者に対しては、広報ふらのや回覧板、町内会、老人クラブなどから、複数の切り口で周知を図らなければと感じております。

そして、さらに検討すべき課題としては、多くの観光客、観光客が訪れる中、レンタカーの数が非常にふえている点。さらには、昨年秋からの海外旅行者のレンタカー利用が促進されている点をかんがみると、市民全体の自転車利用者の安全をどのように確保していくかが肝要と思います。

そこで、富良野市としての歩道通行要件の明確化と、周知への取り組みを、どのようにされていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、このたびの改正で努力義務が課せられた、ヘルメット着用についてお伺いします。

当市でも、富良野小学校の自転車通学児童へのヘルメット着用取り組みなど、市民にも目にする事の多い自転車ヘルメットですが、経費も発生する取り組みゆえ、努力義務にとどめられております。

しかし、自転車、乗用車の死亡事故は、7割が頭部打撲によるものと報告をされております。

13歳未満の幼児、児童の保護者に課せられた努力義務が、なるべく実効性を持たせるよう、持たせるような施策を検討する必要があると思っておりますが、お考えをお聞かせください。

以上をもって1回目の質問といたします。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

広瀬議員の御質問にお答えいたします。

1件目の中心市街地活性化の対応の新まちづくり三法

の活用についてでございますが、初めに、新三法への取り組み姿勢につきましては、地域のちつぞ...、実情を反映したまちづくりを目指した都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法、これらを、これら三つをまちづくり三法と称しますが、制定後も中心市街地の空洞化には歯どめがかからず、かかわらず、かからず、都市計画法による大型店等の立地調整機能が弱い点や、中心市街地活性化法に基づく活性化策の実効性が薄い点などが、特に問題とされております。

このことを踏まえて、新たなまちづくり三法では、市街地の郊外への拡散を抑制し、街の機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方にに基づき、都市計画法の改正による大型店の立地調整の強化。中心市街地活性化法改正による意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中。この2つを両輪として推進しているのが特徴でございます。

本市が目指すコンパクトなまちづくりは、中心市街地の人口流出と郊外店舗の立地により、商店街での空き地、空き店舗の増大により空洞化が進展する中であって、中心市街地に子供たちから高齢者の人々が暮らしやすい、歩いて暮らせるにぎわいのあふれるまちづくりに向けて、都市機能の集積や商業地域の再編による都市像を目指すものでございます。

昨年度は都市計画の見直しを行い、富良野市中心市街地活性化協議会から提出されました、活性化、中心...、中心市街地活性化きょう...、もとの、提出された活性化基本計画構想骨子を精査しながら、現在、新富良野市中心市街地活性化基本計画の策定作業を進めているところでございます。

次に、基本計画策定に向けた環境づくり、活性化協議会との市のかかわりについてでございますが、中心市街地活性化協議会の役割は、市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施等について市町村に意見を述べる事ができる。市町村が基本計画を作成する際の意見聴取。民間事業者が事業計画をする際の協議であります。この協議会に市が加わることにより、本市のまちづくりについて議論を深めることができ、行政との相互調整の場として理解をしているところでございます。

また、中心市街地活性化協議会には、内部に4つの専門部会を持つ運営委員会が配置されており、この委員会での市の役割は、計画構想策定における上級官庁の補助制度等の調整、行政手続、資料収集等であります。

次に、事業実施に対する支援方針、まちづくり株式会社に対する市のスタンスについてであります。ふらのまちづくり株式会社が組織強化を図り、中心市街地の活性化推進事業の重要な役割を担う民意の行動が、今後のまちづくりに、大変重要であると認識をしているところでございます。

そこで、市は、まちづくり株式会社に対しまして市内に協力体制をつくり支援を行ってまいりたいと考えております。具体的な支援につきましては、今後十分検討し、判断をしていきたいと考えているところでございます。

次に、2件目の道路交通法改正への対応についての自転車に関する改正の周知であります。歩道通行要件の明確化と周知への取り組みについては、平成20年6月1日に施行された道路交通法の一部改正により、改正前は自転車が通行できる歩道は普通自転車通行可の標識がある歩道のみでありましたが、改正後は6歳未満の幼児、6歳以上の13歳未満の児童、70歳以上の者、並びに身体に障がいのある者が自転車を運転する場合は、歩道を通行できるよう改正されました。

加えて、車道通行が危険な場所も歩道通行できることとして、歩道通行要件が明確になっているところでございます。

周知への取り組みにつきましては、自転車が歩道を通行するときには、歩行者の安全を最優先しなければならぬこととあわせて、今回の道路交通法にかえ...、道路交通法の改正について広報誌への掲載やパンフレットの配布により周知に努めてまいります。

次に、ヘルメットの努力義務への対応についてでございますが、保護者は自転車を利用する児童、幼児に自転車用のヘルメットを着用するよう、広報誌への掲載、交通安全教室での周知、小学校など関係機関との連携により、普及を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） はい、それでは、まず、順次再質問させていただきます。

最初に御答弁いただいた三法についての活用ということでございますが、この部分で一番重要なのが、まちの基本理念を制定して、...すいません。

基本理念を掲げ、それに基づいた基本計画をつくるということになっておりますが、いま御答弁をいただいた中では、私が解釈するに富良野圏域、しょうぼうき...、商店街規模、それから車社会の到来での郊外型の商業施設と発展してきておりましたが、今後の人口減少、超高齢化社会、こうぜい...、交付税削減等を考えるに当たって、身の丈に合ったコンパクトな社会資本を目指すということが、富良野の基本理念というふうに理解をしておるところでございますが、そのようなとらえ方でよろしいでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 広瀬議員の再質問にお答えを申し上げますけれども、ただいまの御質問に対し

まして、私も基本的には、いま広瀬議員の述べられたとおりだというふうに理解をしているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） はい。

それでは、次2点目ということで再質問させていただきます。

中心市街地の活性が...、活性化協議会の核であります運営委員会に市のメンバーの方も加わるということによって、各種補助制度や担当官庁とのすり合わせ行政手続を担うこと。そして、民間の柔軟な発想を具現化できる道筋を、官民協力して、最終的には行政が基本計画をまとめ上げていこうという姿勢...、というふうに解釈をさせていただきましたが、そのような形でよろしいでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） この点につきましては、建設水道部長の方から、詳しく御説明させ、答弁させていただきます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

運営委員会の中身といたしましてはですね、基本構想策定における上級官庁の補助制度等ということ、先ほど答弁させていただきました。

この運営委員会の中で、いま計画構想というものがつくられてましてですね、市の方に提案をされたという内容になっております。

今後これらを、の基本構想をもとに、現在市の方で基本計画を策定中でありますけれども、この基本計画できた段階でですね、本来の活性化協議会、こちらの方に意見聴取等させていただくというような、そういうような流れになっておりますので、運営委員会というのはですね、基本構想の概要といいますが、そういうものを策定する場というふうに自分の方では考えております。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） それでは、3点目に移らさせていただきます。

新聞報道等にも富良野のまちづくり株式会社が、資本金を1,000万強から9,000万前後まで増資しようという活動を始めたという報道がなされているかと思えます。

民間人がリスクを取って本気で中心市街地の再活性化に取り組もうとしている中で、行政として、どのような支援が可能かということが非常に私自身も興味のあるとこ

ろでございますが、御答弁いただいた中では、各種支援できる施策を可能な限り探っていきたいというような、抽象的な答弁でございましたが、この中で幾つかですね、これは基本計画の認定が条件でございますが、こういったことをなされると、公有財産の賃貸料だとか、売却等についての減免措置というようなことが法律上、可能になるかというふうに思います。

また、固定資産税についても均一課税をしないでも、その減額分を交付税措置で賄える等の新しい支援措置も、この新三法の中には取り込まれるというふうにお聞きをしておりますが、認定後の話ですんで仮の話ですが、そういった認定がなされた場合に、こういったいろいろな措置を全面的に富良野市としても取り組んでいって、この事業の側面支援するというお考えがあるのか、お聞きをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） 支援の方法でありますけれども、いま御質問の中にありましたように、施設ができたときにですね、その施設がそういうものに該当するかどうかというのが当然でございます。

またそういうものが該当していけばですね、不均一課税ですとか、そういうものが当然該当になってくると、その中で当然市のかかわり、役割としてはですね、条例制定ですとか、そういうものが絡んできます。これらもいま市の内部の、内部でですね、どのような支援方法があるのか、いま話した内容も含めてですね、いろいろと協議をさせていただきます。

できる限りですね、一緒にまちづくりをしていこうという、そういう決心しておりますので、そういうことでできる限り対応していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） はい。

いま御答弁いただいた中にありますように、不均一課税等については条例を制定して富良野市の約束事として背景をつくってから、そういった実施になるというふうに思いますが、現在ふらのまちづくり会社の方の資本増資に向けて、町中、経済会を含めて動いておりますが、やはりいまのような市の全面的な支援をするという情報といたしますか、姿勢が一般の経済人に伝わることによって、この増資についてもですね弾みがつくと考えますので、ぜひそういう市の積極的な姿勢というものを、いろいろな場面を使ってですね、発言をいただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 広瀬議員の再質問にお答えさせていただきます。

いま市の方で、建設水道部長がお答えさせていただきましたけれども、基本計画の策定を実施しております。

その中で、それぞれ課題的なものが当然あるわけでございますから、その調整をいましていただいて、その中で、いま広瀬議員からお話ございました、どういう事業の内容になるのかということは、基本計画の中で先ほども答弁させていただきましたけれども、人口をどう集積していくかと、このやはり数値目標的なものが、やはり必要となってくる場合があるんですね。そういう状況づくりをどうやってつくっていくかということが、いま最大の課題であるというふうに私も認識しております。

ですから集中させるためには、どういう事業の、どういうものが必要かということでございますから、その選定をきちとした条件の中で、ただいま御質問あったようなものも総合的に判断して支援していくと、こういうことで御理解を賜りたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） はい。

それでは続きまして、道交法の改正の点につきまして再質問させていただきます。

自転車走行の安全性を確保する上で、ほうどう...、歩道の走行というのは、一つの手だてとして非常に有効なものであるというふうに私も認識しております。

先ほどの御答弁いただいた中でも、そのような形で歩道走行についても、市としても認知といいますが、その部分での安全性の確保の有効性を認識しているという御答弁をいただきましたが、私自身はそれと同時にですね、この自転車走行のマナー向上、これが不可欠というふうに考えております。

富良野市内でも無灯火の自転車走行、随分多く散見されております。また、アンダーパスの自転車走行によって身の危険を感じたという歩行者からの声も聞こえております。

ぜひ、この自転車の歩道走行については、この要件の明確化とともにマナー向上について訴える必要があるというふうに思います。

その中で過日6月の15日ですか、お知らせ版という市の広報、毎回全戸配付されている中でも、改正道路...、道路交通法のあらましということで改正のあらましについては、非常にわかりやすく、適宜書かれたものが配布されております。

これはこれで私非常に、時期を得たものだというふうに評価をしておりますが、これにあわせて、今後、このようなことは回を重ねて、告知していく中で、やっぱり

自転車走行のマナー向上についても、訴えてく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） この件につきましては総務部長の方から対応をさせていただきます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

自転車利用に対するマナーの徹底という御質問かというふうに思います。

基本的には、歩道を通行する場合においては、歩行者を優先として、自転車等についてはマナーを徹底するというのが基本でございます。私どもの方としましても、いわゆる歩行...、自転車利用時においては、やはり危険性がある場合等においては、やはり減速をするとか、あるいはまた人が多いところについては自転車から降りて利用する。あるいは横並びになって自転車を利用しない。こういったことが一つの自転車利用のマナーにあるのかなというふうにとらえてございます。

そういった面からも含めまして、今後、警察署あるいは交通安全協会とも十分協議をしながら市民の周知、こういったことに努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3 番広瀬寛人君。

3 番（広瀬寛人君） はい。

それでは最後、ヘルメットの努力義務について再質問させていただきます。

東京都の台東区ではですね、2歳から6歳までの幼児に無償で自転車用のヘルメットを配布する事業、取り組んでおります。

財政の厳しい折でございますので、無償提供することが得策というふうには私自身は考えませんが、父兄の組織だとか、学校組織、そういったところと話し合っ、よく知恵を出してですね、このヘルメットの着用、努力義務がもっと現実味を帯びるといいますか、実現性の高いものにしていく仕組みづくりが肝要というふうに思っております。

幸いにも富良野市では、リサイクルを含めて再活用する基本理念といえますが、考え方も定着をしております。

私自身は、PTAですとか、学校組織、それからそういうリサイクルの仕組みをつかさどっているような組織からも知恵をかりて、この小学...、13歳未満ですね、までの子供たちのヘルメットが順次、使い終わった後にそういった年代の子に使いまわしができるような仕組みも支

援する必要があると思います。

それが、行政がやるべきなのか、また、はたまた PTA 等の組織がやるべきなのか、その主体については意見を定めるものではございませんが、そういう仕組みをつくるきっかけづくりを行政が考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 広瀬議員のヘルメットの着用の部分について御答弁いたします。

市内の小学校等で現在自転車等の通学においてのヘルメットの着用状況等、あるいは自転車通学の状況につきましては、自転車の通学を認めていない学校については、東小学校のみということで、そのほか条件をつけながら距離あるいは学年の制限、こういった形で着用を義務づけている学校として、布礼別小学校、山部小学校、富良野小学校、麓郷小学校、扇山小学校、また着用を義務づけてない学校としては、樹海小学校、鳥沼小学校それから、登校以外でもヘルメットの着用を義務づけてない学校は麓郷小学校と、こういう形で児童、生徒のヘルメット対策というのが教育現場でも進められてございますけれども、ヘルメットの部分についての御質問の中で、貸し出しあるいは再利用という部分であるかと思っておりますけれども、基本的にヘルメットについては有効期限が3年ということになってございまして、ちやくほ...、着用方法といたしまして、やはり頭にきちんとあうもののヘルメットが、当然それぞれの御利用される方が一番それにかなうものでありますし、あごひもをきちんと締めるとか、あるいは正しくかぶる、また衝撃的に一度当たりますと、再度また使用できないと、そういうようなこのヘルメットを利用するに当たっての環境になってございます。

そういったところから再利用とか、改めて貸し出しをするというのは、そういったものから見ますと、非常に難しいことかなと思っております。

いわゆる、利用される方の児童の部分の安全確保と、そういった視点を重視した中で方法をどうするかということになれば、市民の負担というふうになるかと思っておりますけれども、やはり御理解いただきながらですね、児童、生徒の安全対策。こういったことで確保に向けまして、今後も学校等を通じながら周知をしていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3 番広瀬寛人君。

3 番（広瀬寛人君） いま総務部長の御答弁いただいた中の安全基準につきましては、私も承知をしているところでございます。

これはやはり、きちっとした責任のある団体が販売を

するだとか、貸与をするということにおいては、安全基準を満たしたものを貸し出し、もしくは販売をしなければ、その責任を問われるというところは十分理解するところでございますが、今回の法施行の努力義務というところは、やはりむき出しの頭部の部分よりもヘルメット等、なにか防御するものがあることの方が大きな事故につながらないという趣旨であろうかというふうに考えております。

ですので、いまその責任を最優先にして貸し出したとか、貸与についてはできないということは理解するんですが、子供たちの頭部の安全を考えると、そのリサイクル等について何らかの仕組みをですね、要はその3年の保安基準では満たさないということは理解の上、使いまわしができるようなこともですねお話をしていく、もしくはその保安基準があるということも含めて、このヘルメットについての知識を広めていくということが肝要であるかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。いわゆるヘルメットの貸し出し、再利用という問題での保安基準等も説明させていただきました。

そういった中でございますけども、やはりこれらの部分につきましても、学校等通しながらですね、いわゆる安全確保という視点をまず第1というふうに考えてございまして、仕組みづくりというもの等については、今後、研究課題かなとらえながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で広瀬寛人君の質問は終了いたしました。

次に、覚幸伸夫君の質問を行います。

11 番覚幸伸夫君。

11 番（覚幸伸夫君） -登壇-

先の通告により一般質問をいたします。

森林資源の有効活用について。

現在、国は化石燃料の高騰に、その対策を打ち出せなく、さらに、石油製品の値上がりが続く中、地方は厳しい状況にあります。また、地域では、昨年の冬期と同様の石油パニックともいふべき、灯油の高騰により市民生活に直撃すると思われま。

原油はいまや世界の株相場の投機と、中国、インドの石油使用の拡大などにより、日本の石油依存度に、後退せざるを得ない状況にあり、将来にも不安を残すことで、考えさせられるときであります。

その対応策として、国は北海道開発局で、道内に自生

するヤナギの木を、北海道に適した新たなバイオマス資源の導入促進事業として、栽培を旭川開発建設部で、エタノール生産の実証実験を実施し、新たなバイオマス資源の利活用と、生産システムの確立を、3年間程度で目指すとしてます。

道は、北海道循環型社会形成の推進として、バイオマスの利活用の推進を強調しており、その一環として、森林の整備、植林、CO2の削減など、新たな森林環境政策を始めようとしています。そうした中で、木質バイオマスの利用促進による需要が、生まれてきます。

こうした状況の中では、官民一体となって知恵を出し、再生産業の復活も視野に入れて活性化していくことが大事であり、地域で必要とされる経済効果のある事業は、推進すべきことを考えていかなければ富良野の将来はより厳しいものと判断しても過言ではないかと思われま。

地域では新たな産業が発展することによって、地域経済が活性化するのではないのでしょうか。

1 件目木質バイオマス、バイオマスエネルギーについて、私はさきの一般質問での産業経済について、木質バイオマスの答弁で木質資源については、堆肥化及び暗渠材として有効活用してると聞いております。

しかし、世界的に異常なまでの原油価格の高騰や、地域温暖化などの環境問題に関連し、特に、木質資源の開発と利用については現行の利用方法でなく、環境問題、暖房用のエネルギーとして利用方法を考えるときではないのでしょうか。

化石燃料を将来にも頼ろうとするのは資源に限界があり、数あるエネルギーを生み出すものの中で、木質バイオマスエネルギーは、古代より最も重要なもので、循環型のエネルギーを生産されます。

平成21年度には北海道においても、森林環境税の導入がなされると聞き及んでおりますが、導入されれば、森林整備、木質資源の利活用を本市及び富良野圏域での考え方や、将来にわたる施策について必要があり、いま生きている私たちは自治体として、できうり限りの対策を講じ、つくり上げて将来の世代に引き継ぐ責務があります。

また現在においては、特に本市の雇用創出が最も重要な問題として取り上げる中で、官民一体となって対策を打つことが急務なときではないのでしょうか。

2 件目、暖房燃料について、暖房燃料については化石燃料の依存が高く、石油高騰により市民は生活に困る状況にある。特に、年金生活者の方には非常に厳しいものがあります。

本市では、公共施設など負担が大きく、財政の厳しい中、また、市民に負担をかけることで、景気後退がさらに進んでいかざるを得ない方向になるのではと懸念しております。

このことから、冬期における暖房燃料は、生活に欠かせないものがあり、人は生きるために衣食住が基本であるが、北海道では生活する上で寒さには一番弱いものと考えられます。化石燃料に頼るだけでなく、近い将来においては、地域で発生する貴重なエネルギー源を利活用できる暖房資源の見直しが必要と思われます。

本市としてはその対策を考えていかなければならない責務があり、市民の子供、孫達の後世の為に真剣に計画していくべき時ではないでしょうか。

道は森林環境税の導入を平成21年に向けて、現在聞き取り調査を行ってるところです。他県においては間伐材や木質バイオマスの利活用について、要望し、選択され事業を行って府県もあります。

森林整備による木質バイオマス...、バイオマスによる燃料資源で、富良野圏域でのペレットなどの生産によるものでは、家庭用の暖房、公共施設など供給していくべきであります。

また、農業用ビニールなど、ハウスなど、冬期の農産物暖房にペレットなどを使用してもらい、コスト減ができ、さらに農産物の冬期での生産を増大し、経済の活性化を促進して、雇用拡大となることを支援していくべきであり、相乗効果が期待できるのではないのでしょうか。

仮に本市において、木質バイオマスエネルギーの生産を民間企業に助成し、プラント工場をつくるとした場合、当然、森林整備から始まり、間伐材などの発生で原料確保と雇用の確保ができ、圏域で新しい産業がうま、生まれます。

したがって、木質バイオマス利活用にかかわる暖房燃料については、森林の整備によるバイオマス資源は、化石燃料に頼らず、地球温暖化対策、地域経済の促進や関連しての雇用創出などさまざまに、大きい相乗効果が期待できるものと考えられ、本市としては地域住民の生活に貢献できるのではないのでしょうか。

以上、森林資源の有効活用について質問します。

1 件目、木質バイオマスエネルギーについて。木質バイオマスエネルギーについての思いや考え方として、次の2点についてお伺いします。

1 点目、木質資源の利用について市長の基本的な考え方について。

2 点目、木質資源の有効活用を図るため、木質バイオマスに取り組む考えはないか。

2 件目、暖房燃料について。暖房用燃料についての思いや考え方として、次の2点についてお伺いします。

1 点目、化石燃料石油に代わる燃料対策の必要性について。

2 点目、家庭用、公共施設、農家のビニールハウスなどの暖房用に木質ペレットなどを活用する考えはないか。また、何が課題と考えているのか。

次に、たんし...、耐震対策について、学校施設の耐震対策。

世界は天地災害が発生し被害が甚大であります。国は、中国四川省の地震において、学校施設の崩壊をおこく...、重く受けとめ、耐震化対策に重点を置き、その対応による施策を検討しているところです。

富良野盆地の断層帯は、平成18年1月に地震調査委員会での最近の調査結果では、断層帯の将来の活動として、地震発生の長期評価の確立は0.01%と低いが、地震規模マグニチュード7.2の可能性があると推測されています。

災害には備えが必要であり、その対策に安心、安全でなければなりません。

平成19年度に、市内の学校施設の耐震優先度調査を行っております。

また昨年、総務文教委員会での学校施設では構造物の老朽化も進んでるともあるが、耐震度診断するまでに至っていないのが現状です。

北海道は耐震強度の基準が低いとの報告もあり、学校施設は災害時に避難所としても指定されています。

耐震度診断で必要と確認された施設においては、市は財政難ではあるが、国の補助などを要望して耐震補強をしなければならない。学校施設は児童に安全な育成が一番大切なことであり、行政として考えなければならないことであります。

地震災害はいつ起きるか、事前予測がわからないので、安全対策を万全に期すよう心がけなければならない問題として、耐震補強及び耐震改修など、その対策をすることではないのでしょうか。

以上、学校施設の耐震対策について質問します。

学校施設の中に、昭和56年以前建設の施設について、耐震ほこ...、補強や改修が必要と思われる、その対策について、教育委員会の取り組みについてお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

覚幸議員の御質問にお答えをいたします。

1 件目の森林資源の有効活用についての1点目、木質バイオマスエネルギーについてであります。現在、国におきましては、資源の循環的、効率的な利用を進め、環境に対する負荷のない経済社会を構築するための一つの方法として、木質バイオマスの利用を、現在、促進しているところでございます。

また、北海道におきましても、木質バイオマスエネルギーの利用拡大や、体制づくりの取り組みが進められるというふう聞いています。

本市といたしましても森林づくりに伴って産出される木材をむだなく利用していくことは、重要なことと考え

ており、木質バイオマスエネルギー利用の意義を普及啓発するとともに、森林産業の再生や育成にもつながる木質バイオマスの利用促進の取り組みが、必要であるという認識をいたしているところでございます。

次に木質バイオマスは、林地における、間伐材や製材所で発生するばざい...、端材などを利用することにより、利用することから、小規模に分散していることにより、原料の収集運搬コストがかさむことや、石油などの化石燃料に比べて、単位重量あたりの発生エネルギー量が少ないことなど、その利用に向けては、さまざまな課題が指摘されているところでございます。

本市といたしましても、東大演習林や国有林など、森林の木質資源が豊富な地域であることから、将来的な利用の可能性に向けて、木質バイオマス資源量の把握、収集システム運搬コストや利用に際しての需要の検討などが必要であると考えているところでございます。

また、富良野圏域といたしましても、これらの木材資源の有効活用について、関係機関、団体とも連携をしながら、国や北海道の動向を把握するとともに、先進的な取り組みについての情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の暖房用燃料につきましては、地球温暖化を防止するためには、世界的にも化石燃料から自然エネルギーへの転換が望まれてると...、望まれているとともに、環境負荷が少なく、再生産可能な資源を有効かつ繰り返し使用する循環型社会の構築が求められているところでございます。

また、昨今の原油価格の高騰は、経済的にも暖房用燃料代が家計に与える影響も大きなものがございまして。

これらのことから、化石燃料から再生産の可能で、クリーンな燃料としての木質バイオマスエネルギーが、化石燃料よりも安い価格で安定的に供給されるのであれば、新たな燃料への選択肢の一つとして、大きな可能性があるものと考えております。

木質バイオマスエネルギーの一つであります木質ペレットにつきましては、現在のところ活用が少ないため、生産や流通が個別的、分散的な状況でございます。

木質ペレットの具体的な活用につきましては、まず、家庭用ペレットストーブは多くは輸入品のため、高価であるなどの理由から、道内の普及は400台余りと聞いており、非常に使用の少ない状況でございます。

また、農業用ペレットボイラーにつきましては、最近の原油高騰により、燃料代としてはほぼ同水準になっておりますが、ボイラー自体の価格は灯油用に使約3倍以上となっているため、使用のトータルコストが...、を比較した場合、利用者の負担も多く普及率は高まっていない状況にあります。

さらに、ビニールハウスなどへの24時間安定燃料や...

燃焼や、燃料としての配送システムや保管場所、そして労働力は要することなど、多くの課題があると言われてるところだと思われまして。

また、公共施設の暖房につきましては、現在使用しているボイラーをはじめとする暖房システムを、大幅に変更することが必要になり、大きな費用がかかるため、現在のところ木質ペレットを暖房用に活用するということは考えておりません。

このように、化石燃料に代わる新たなエネルギーの必要性は十分認識しているところでございますけれども、課題も多く、暖房用として木質ペレットの早急な活用は困難と思われまますが、今後の新しいエネルギーなどの開発とあわせて、その動向を見きわめてまいりたいと考えているところでございます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁を願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光） -登壇-

覚幸議員の2件目の、耐震対策についての学校施設の耐震対策についてお答えをいたします。

本市の小中学校施設につきましては、小学校9校、中学校7校設置しており、そのうち昭和56年以前に建築された学校施設は、小学校4校、中学校4校でございます。

昭和56年以前に建築された旧耐震基準の学校施設につきましては、耐震化を進めるに当たり、どの学校施設から耐震診断を実施するかを調査する耐震化優先度調査を、平成19年度に実施したところでございます。

今後、少子化による児童、生徒の減少からも、学校施設の適正な配置や規模等の教育環境整備のために、中長期的な学校配置を検討するとともに、耐震化に向けた小中学校施設の耐震化推進計画を作成し、計画的なしん...、耐震診断を行い、その耐震診断結果に基づき、耐震補強、改築等の検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

11番覚幸伸夫君。

11番（覚幸伸夫君） 木質...、木質資源の有効活用について再質問します。

国、道は、化石燃料に代わる燃料資源の確保に進んでいる中、市民生活に大きく影響を与えるものとして、将来の方向性としてですね、木質バイオマスと、この圏域で最も重要な意義があるのではないかと。

その辺のところ、お伺いしたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 覚幸議員の御質問にお答えをいたします。

富良野圏域におきましては、当然、北海道全体といたしましても、本市においては約70%が森林という状況で

ございます。

そのうち、国有林あるいは道有林、市有林、民有林と、こういう四つの区分があるわけでございますけども、現在、それぞれの役割を果たしてきていると、このように認識をいたしております。

そこで、御質問のあった状況でございますけども、私も、この森林資源の活用については、今後、国はもちろんでございますけども、市といたしましても、当然、国の動向あるいは道の動向を見きわめながら、ある程度の対策というものを、講じていく必要があるとこういうこともいま考えているところでございます。

具体的に云々という状況には、法的なこともございます。あるいは国有林、民有林、市有林、それぞれ独自の方法で現在考えであることでございますから、いま御質問のありました、全体的な問題ですね、国がどう、国が行うことについて市がどう対応していくかということよりもですね、むしろ、市の市有林をこれからどう育てていく、あるいは活用していく。こういうことをやはり、重点的に考えていく必要があると、このように認識をしているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

11 番 覚幸伸夫君。

11 番（覚幸伸夫君） 北海道のですね、森林の70%は上川...、南部ということで、森林の宝庫でありましてですね、富良野沿線に道に陳情してはどうか、その辺のそこちょっとお伺いいたします。

議長（北猛俊君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の議事を続行いたします。

覚幸伸夫君の質問を再度、行います。

11 番 覚幸伸夫君。

11 番（覚幸伸夫君） 質問を再度します。

森林を育てる具体的な方法は、いま何があるか。

その辺のそこお聞きいたしたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長 能登芳昭君。

経済部長（石田博君） この件につきましては、経済部長の方からお答えをいたします。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

経済部長 石田博君。

経済部長（石田博君） 覚幸議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどから御質問でございます、木質バイオの関係につきましての森林をいかにして育てるかという質問かとい

うことで、そういう立場から御答弁させていただきたいと思いますが、まずバイオマスということの定義でもございますが、これはいろんな諸説もございますが、私どもといたしましてはバイオマスというのは、利用可能な生物資源という一つの定義をさせていただいてござい

ます。また、それらのバイオマスの中の一つといたしまして、森林、木に関することにつきましては、木質バイオマスという定義。その中で一つは、製品として活用できる場所の木質ペレットということが、先ほど御質問でもございました、固形燃料として森林から生み出されるところの燃料ということになるかと思えます。

そういう立場の中で、いま環境問題は、大変昨今サミット絡みもございまして、いろんな状況で環境の問題、特にCO2の排出問題は非常に問題になってございます。

地球温暖化に直接、相当影響しているということでございまして、この中からも燃料といたしまして、木がCO2を吸収をして、そして燃料としてCO2を排出して、また木がCO2を吸収するという事で温暖化にならない。環境に優しい燃料の表図だということで、昨今、木質バイオ、特に木質ペレットにつきましても一躍脚光を浴びているということで、私どもも認識しております。

そういうことで、それらの問題が非常に脚光を浴びまして、価格の面、または木質ペレット等の製造の面、または流通の面等々で、化石燃料、特に石油等々に匹敵するような体制になれば、非常に需要も増えてくるのかなというふうに思っております。

この需要が増えてくれば、当然、これらの木質ペレットの原料でございます森林の間伐材等々、端材等々の利用が一層促進されますので、これらの促進に伴いまして森林の活性化になると、植林等々の間伐等々の一つの対策というふうになってくるのではなからうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

11 番 覚幸伸夫君。

11 番（覚幸伸夫君） わかりました。

次にですね、学校施設の耐震について質問します。

今後ですね、建築される山部小学校の屋体については耐震対策の設計になるのか、その辺のそこお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長 宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光） 覚幸議員の学校の耐震の関係につきましては、教育部長の方からお答えさせていただきます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信） 覚幸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

山部小学校の屋内運動場の関係でございますけども、この運動場につきましてはですね、昭和40年に建てられまして、建設しまして43年を経過して老朽度も高いということからですね、平成17年度に耐力度調査を実施してございます。

それに基づきましてですね、本年度、実施設計を行いましてですね、平成21年度改築する方向で、今現在取り進めているところでございます。

御質問のございました、山部小学校の屋内体育館の耐震対策についてでございますけども、これにつきましては現行のですね、建築基準法の新耐震...、新耐震基準に基づきまして設計をするものでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

11番覚幸伸夫君。

11番（覚幸伸夫君） 学校施設の中でですね、早急に耐震診断を行い、耐震度、耐震補強などを行う予定がなにか、その辺のとこお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信） 覚幸議員の再質問に、再々質問にお答えをさせていただきます。

昭和56年以前のものでですね建築しました校舎、屋体につきましてはですね、昨年度、答弁の中でも申し上げましたけども、耐震化優先度調査を実施いたしました。

その結果に基づきましてですね、今後、児童数の推移だとかですね、学校の適正な規模などを勘案しながらですね、耐震診断の計画を立てまして進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で覚幸伸夫君の質問は終了いたしました。

次に、宮田均君の質問を行います。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） -登壇-

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

1点目に、ごみ対策について、ごみの減量化について質問させていただきます。

市民の協力で、当市はごみリサイクルでは全国でも有数となり、他から訪れる観光客、あるいは視察で訪れる議会議員、修学旅行などでも訪れる若者たちにも富良野のごみリサイクルは影響を与え、観光面からも自然と環境への配慮は市民が誇りを持って一つの事業であり、市

民、関係各位には敬意を表するところでございます。

しかし、これからは私何度も質問させていただいておりますが、リサイクルからごみの減量化を行政と市民が一体となり取り組んでいかなければならないと考えます。ごみを出さない、ごみをつくらない取り組みが必要と考えます。

ドイツでの例に倣った札幌市での取り組みは、イベントでの食器、グラス、はし、スプーンなど貸し出すシステムです。トラック1台に食器類を積み、洗浄機もついております。

富良野も大きなイベント、ヘソ祭り、ワイン祭り、スキー祭り、特産品フェア、雪ん子祭り、チーズ祭り、リサイクルフェア、クリエイターズマーケット、ラングラウフ、その他音楽祭など、文化会館で行われている各ビールパーティーなどは、年間53回。その他イベントで使われる使い捨て容器、コップ類、どんぶり容器、皿、割りばしなど、数ははかり知れません。

この容器を使い捨て容器ではなく、再利用できる容器を市で用意し、貸し出すようにすることで、市のごみ減量化は進むものと考えますが、ごみを出さない施策の一つとして、市の考え方について質問させていただきます。

2点目、富良野市情報共有と市民参加のルール条例について質問させていただきます。

パブリックコメントについて。パブリックコメントは、情報共有と市民参加のルール条例の中の一つの手法であり、市民政策提案手続き、ワークショップ、意見交換会、審議会、公聴会などからなり、また議会とは違った市民の直接的な、直接的な意見の反映の場と考えますが、このパブリックコメントの提出意見が、私は少ないと受けとめていますが、現状についてどのようにとらえているのか。

二つ目はわかりやすく伝える工夫、行政施設だけの設置でなく、スーパーなど、開庁場所の拡大など、意見を求めていることがわかりやすい伝え方、環境づくり、回収場所でも役所だけでなく、広げる必要があると思います。閉所時間の問題などもあり、市民の参加しやすい取り組みが必要と考えますが、その点についても質問させていただきます。

三つ目に、今後どのように工夫し、推し進めていこうと考えているのか、お聞かせ下さい。

3点目の質問に移ります。

市道の管理について。市道清水山線についてお伺いいたします。

市道清水山線での落石による通行どめについては、皆さん承知のとおりと思いますが、大きな事故などに至らなかったことは幸いでございます。

この通行どめによる地域住民、あるいは広域への影響は大きいものと考えますが、そこで3点質問させていた

きます。

1 点目、この道路の、いままでの維持管理について、どのように行われていたのかお伺いいたします。

2 点目、この通行どめの影響を市はどのように考えているのか、お伺いいたします。

3 点目、早期に通行可能にするひつよ、対策が必要と考えますが、今後の対策についてお伺いいたします。

次いで、中心市街地活性化についてお伺いいたします。駅前広場についてお伺いいたします。

1 点目、駅前を訪れた市民、観光客は、どこに車をとめて、迎えて、迎えるお客様を待っていれば良いのか、どこから広場に進入すれば良いのかわかりづらく、身障者用駐車場が遠いなど、業者優先の考えになっていないと思うが、その点についてお伺いいたします。

2 点目、市民の声として、駅前広場は環境に配慮した作りであるべきではないかと言われていたが、現状はそのようにはなっていないと考えるが、その点についてお伺いいたします。

3 点目、広場には市民ボランティア、団体グループなどの協力でプランターの植栽がおこなわれ...、置いてありますが、駅前広場は市民だけでなく、観光客も一番先にまちの印象を感じる場所であり、緑化は大切だと思いますが、緑化計画はあれで終わりなのか。終わりでないとすれば、今後、どのように計画しているのか、今後の取り組みについてもお伺いいたします。

次に、駅前広場には、朝日通を渡る横断歩道、駐車場が増設や確保が少ない...、確保されているのが少ないと思いますが、この点について、どのように考えているのか質問させていただきます。

最後に、駅前区画整理事業は総事業費 55 億で、予算終了したと認識しているところですが、予算内でおさまっているのか。また、無頭川モール含め、本年度事業は完了するのか、お聞きして1回目の質問とさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

宮田議員の御質問にお答えいたします。

1 件目のごみ対策についてのごみの減量化についてでございますが、ごみ排出は 14 種分別に基づきまして、市民の理解と協力により家庭系一般廃棄物の収集量は 18 年度は 6,216 トン、19 年度は 5,837 トンの状況にあり、市民の適正排出の努力により減量化が図られたものと認識をいたしているところでございます。

御質問のイベント等開催時のごみ減量化に向けては、昨年 10 月 28 日、山部まちおこし委員会関係者が中心となってリサイクルフェア...、リサイクルセンターで開催いたしました。リサイクルフェアには約 1,000 人の市

民が参加いたしました。当会場で飲食に供した食器類につきましては、民間のレンタルと、施設から借り受けたもの、更にはし、スプーン、フォークは参加住民がみずから用意する方法をとりました。その結果、ごみ袋は 6 ぶろ...、6 袋程度の排出でとどめられたところでございます。

このようなことから、各イベント等や親睦交流を深める祭事開催に際してのごみ減量化対策として、分別指導と実施指導の情報提供を関係者に行い、食器レンタル、マイはし、マイスプーン、マイフォーク、マイコップの活用による減量化に向けて取り進めてまいります。

また、市が容器等を揃えて貸し出すことは、衛生面、管理面から考えて難しい状況にあり、民間からのレンタル方式により活用することが低廉でもあり、洗浄しない状態のまま返品してもよい利点等から、民間取扱店の情報収集と利用者への情報提供に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

2 件目の、富良野市情報共有と市民参加のルール条例についてのパブリックコメントについてであります。現状につきましては、条例が平成 17 年 7 月に施行されて以降、市民参加手続では、この 3 年間で 69 件の事業に対し、審議会、意見交換会など、延べ 123 の手続を実施してまいりました。

このうち、パブリックコメントの手続につきましては 60 件の事業において実施し、市民からの意見提出は、18 事業で、30 名の方から、延べ 73 件の意見が提出されております。

市民参加を推進する上では、多くの市民の皆さんからの意見の提出が望まれますが、現状では、市民生活において直接影響がある場合などでは、意見が比較の出やすいものの、関心事以外の案件では、意見が出にくくなる傾向にあるものと認識をいたしております。

次に、設置場所と周知についてであります。パブリックコメント手続の実施に当たりましては、条例の規定に基づき、予告、実施内容、意見の提出方法、結果などを市役所の行政情報コーナー、山部支所、東山支所、担当課窓口、市ホームページで公表を行うとともに、市民に直接、情報が提供できる広報誌においては、市民が...、紙面が限られる中、市民参加手続の概要をできる限り詳しく掲載するなど、市民の皆さんに広く周知が図られるように努めてきたところでございます。

また、現行、原案の公表場所と意見箱の設置場所の利用時間は、平日の開庁時で時間帯に限り限定されており、市民周知の機会を拡充する上からも、新たな公表場所の設置なども検討課題と考えているところでございます。

次に、今後の方向性と課題についてであります。市民参加手続の実施に当たりましては、市民にとっていかにわかりやすく情報を、提供していくかということが極

めて重要であります。

そのためには、公表原案の作成技術の向上や専門用語を平易な言葉に言いかえるなどの工夫を行うとともに、広報誌への掲載に当たっては見やすさに配慮し、的確で、簡素、簡潔、明快に趣旨が伝わるよう、引き続き改善に努めてまいります。

また現在、市民参加制度調査審議会におきましても、市民の視点で市民参加手続の運用方法など、検証が進められております。

今後とも、市民参加の機会の拡充に向けた改善、工夫に取り組むとともに、市民主体の行政を推進するための基礎となる本条例を、市民と職員がともに、参加手続のルールとして共有する中、しっかりと継続し定着させていくことが、重要であると認識をしておるところでございます。

次に、3件目の市道の管理の市道清水山線についてであります。初めに経過と現状につきまして、平成20年3月26日、午後3時20分ごろ道路通行者から、落石あるとの通報があり、現場確認の後、約2トンの落石を路肩に移動いたしました。その後、斜面の状況を調べた結果、まだ石が点在しており、撤去可能なものは応急的に処理いたしました。

以降、ただちに河川管理者である旭川開発建設部と協議するとともに、庁内におきましても対策を協議し、27日に市道清水山線全線のうち、旧国道38号富良野大橋から清水山橋までの約800メートルの区間を通行止めいたしました。

落石があった現場から西へ300メートルの箇所においても平成12年に落石があり、路肩に消波ブロックを置くなどして、転石防止の処置を行ってきたところでございます。

通行どめの市民周知につきましては、国道38号富良野大橋付近及び、道道奈江富良野線、市道西学田北3号線との交差点付近に、通り抜けできない旨の看板を設置するとともに、清水山周辺住民にはチラシを配布し、広報ふらのお知らせ版や新聞で周知してまいりました。

また、富良野の観光協会とふらのバスへも連絡をし、対応を図ってきたところでございます。

次に今後の影響についてであります。市道清水山線につきましては、国道38号と237号のバイパスルートとして重要な路線と認識をいたしているところでございます。富良野圏域のラベンダー観光時期には、観光バスや観光客の通過交通が市内へ流入し、交通渋滞も予想されるところであります。市民並びに通行者の安全が第一と考え、落石防止の対策が講じられるまで、通行止めとしたものでございます。

次に対策についてであります。今回の落石があった山の斜面につきましては、空知川の河川区域であるため、

落石発生後、旭川開発建設部と落石防止の対策について協議したと...、協議してきたところでございます。旭川建設部といたしましては、今後、調査設計と工夫の検討を行い、工事を実施していきたいとこのことであります。

また、平成12年に落石があった箇所につきましては、民有林であり、地権者との同意を得て北海道が行う治山事業にて対応を図るべき現在協議を進めているところであります。

通行止め解除の見通しではありますが、旭川開発建設部が行う落石防止の実施状況を見きわめて判断をしていきたいと考えております。

次に、4件目の、中心市街地活性化についての1点目、駅前広場の現状の問題点、課題及び今後の対策、方向性についてであります。駅前地区土地改良...、土地区画整理事業は、平成14年の着手から5年を要し、昨年12月に駅前広場の完成を見たところでございます。

狭隘で観光シーズン時期には、しばしば渋滞を起こしていた駅前広場は、通過型交通から乗用車、タクシーなどと路線バス乗降場を分離し、それぞれが安全安心して乗降できる新しい富良野の顔、ターミナル機能を持った広場として生まれ変わったところでございます。

従来のロータリー方式、形式とは大幅に変更になったり、駐車場の位置から、位置変更などで利用者の方には、とまだ...、戸惑いも見られたところでございます。時間を経過する中で、案内看板などの誘導により浸透されてきたのではないかと考えているところでございます。

また、完成した駅前広場は、迎える高齢化社会の安全安心な歩行を目指したバリアフリー化に赴きを置き、点字ブロックによる誘導、段差解消、排水性舗装、さらにはシェルター設置により完成がされたところでございます。

駅前広場の緑化のあり方については、プランターなどの移動式植栽箱による対応を行っているところでございます。富良野の駅前北公園、本年度整備を行うポケットパークを含め、富良野の顔として、市民や富良野をおと...、訪れる、観光客の方々にくつろぎ、愛される広場とするため、行政と市民の協働による手法を考えているところでございます。

次に、2点目の土地区画整理事業についてであります。東4条相生通交差点の信号機設置については、北海道公安委員会に設置要望を行ってきた...、行ってきたところでございます。引き続き早期の設置について要望を行ってまいります。

駅前広場の駐車場につきましては、計画に沿って、23台の駐車場...、駐車ができる駐車場の整備がされております。

駅前周辺の開発事業につきましては、本年度整備されます無頭川モール、ポケットパーク、駐車場、駐輪場を

もって全ての工事が完了し、平成21年には、換地清算業務に移行していく予定でございます。

総事業予算につきましては、総額約54億7,000万をもって事業完了の見込みとなっているところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） まず、1点目のごみ対策についてのごみ減量化についての質問から、再質問させていただきたいと思います。

昨年のですねリサイクルフェア、これのですね、取り組みについてはですね、リースとそれから、いろいろと問題がありました学校給食の耐用年数の関係で廃品っていうかですね、耐用年数が終わったものをですね、いろいろと利用するなどですね、各担当のですね取り組みというものの方が非常にですね、効果があったものと私も見えています。

その中でですね、やはりそういう中、市民もそういうイベントを見ましてですね、やはり、この使い捨て容器を使わないで、何とか、やれるイベントにしたいという盛り上がりが出ております。

こういう中でですね、やっぱり札幌市の取り組みなどございますが、あるいは、ドイツなんかでもですね、イベントに使い捨て容器ではなくてですね、やはりちゃんと価値のあるものを、ちゃんと手渡すと。そしてそのときには、値段は高いんだけどその容器を返した時に、その容器代が返ってくるというようなシステムもございます。

そのような形でですね、やはりごみを出さないイベント、特に先ほど私も言いましたけども文化会館などでですね、53、後ですね、非常にですね、このイベント、市内限らず市外含めてですね、盆踊り、その他ですね、先ほど私も言いましたけども数が多いと思います。この実態をですね、まず把握すること。

そして、使い捨て容器がどのように、どれだけ使われているのか、その数を市はですね、なるべく私も概算でこういってもだめだったのでですね、やはり市の対策として、こういう現状を把握して、それを、そしたらどのように解決できるかということですね、やはり考えて推し進めるべきということで、この質問させていただきましたが、衛生的な面もだめだというようなことでですね、言われてました。

しかしですね、やはりこれはもう1歩前に進むべきじゃないかということで、再度、質問させていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 再質問につきましては、総務部

長の方からお答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

イベント等含めましての使い捨て容器、こういったことを含めまして、ごみの減量化対策という部分のご質問かと思っております。

先ほど答弁させていただきましたけども、実行委員会あるいは団体あるいは町内会といろんな形でイベントが数多く開催されてございます。

そういった中で、特に分別に対する意識というものとは十分、一定程度理解をされておられるのかなというふうにとらえてございますけども、この減量化対策については、やはり今後もですね、市民に対して協力をいただけるような、そういう環境づくりというのは十分必要でないかというふうにとらえてございます。

そういう中で容器等含めまして、洗浄することによっての再利用の方法、あるいは自分で持参をするとか、こういったことが大きくこれからも位置付けをする。これが呼びかけの一つの手段かというふうに思っております。減量化に向けた意識...、仕組みづくりと、また情報の収集と提供。

これに向けて、進めてまいりたいとは、ふうに思っておりますけども、現在それぞれイベント等で行われているその部分においての...、部分においては、やはり衛生面、安全性、こういった事を十分考えながらですね、これらの部分の貸し出し等を含めながら...、部分の等に...、容器等の再利用については今後の課題としても十分とらえながらですね、進めていく必要があるのかなというふうに思っております。実態といま現在イベント等が行われてございますけども、そういった実態も十分把握をしながらですね、議員御指摘いただいた部分の今後の取り組みについて調査研究をさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） はい。

大変前向きに検討さし...、していただけるということで、ありがとう...、ありがたいと思います。

ただですね、イベントのこの容器のですね、実態を把握するというようなことでですね、しっかりとこの、やはり実態をですね、把握して、そしてその容器の量は、一体どれぐらいになるんだと。

これを換算するとですね、例えば、二酸化炭素の排出量がどうなるんだと、そして、これがですね、地球の温暖化につながるんだというような具体的なですね、市民

への環境にも、具体的につながっていくような取り組みというのが、私大事...、大切だと思います。

聞くとところによりますとですね、今回のワインぶどう祭りですね、イベントにもですね、なるべくこの使い捨て容器を使わないで、リースして使うという方向で考えているようです。しかしその実態は、やはり予算的に30万、あるいはそれ以上。

要するにですね、人の来る数を予測してですね、用意しなければいけないということもありまして、そこら辺の予算的な、一度に民間のイベントなどで、なかなかそこまで使うことができないというのが、実態だということも現実でございます。

衛生面も含めましてね、そこら辺、やはりこの使い捨て容器をつくらないで、ごみの減量化に一步進むということで、もう一度その点について、もう一度だけ質問させていただきたいと思いますが。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたように、こういった容器類の使い捨て、いわゆる再利用というものについては、やっぱり市民の皆様の一定程度での御理解、あるいはイベントを主催する関係する皆さんの御理解をいただきながら、減量化のふうに...、というふうにとらえていく必要があるのではないかとそういうふうにしてございます。

私どもといたしましても、市民に対しては情報誌としてのリサイクルの掲示板、こういったもの等を活用する中において、市民等にも周知をさせていただいてございますし、やはり今後におきましても、先ほど申しましたような、いわゆる使い捨て、さらにはリサイクルあるいは、リサイクルではありません。レンタカー方式...、レンタ方式、こういったことも含めながらですね、いろいろと情報収集しながら、市民に対して、またはそれらの情報を提供すると。

こういった機会をつくっていきいたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 次にですね、富良野市情報共有と市民参加のルール条例について伺います。

パブリックコメントなんですけども、この全体的なですね、これは平成17年の条例施行であり、時間も経過されております。

その中で、私はこのパブリックコメントの、市長の回答も、ありましたようにですね、やはり最後の方の60件の事業において実施し、そして18事業で30名からの

...、なる、提出があったというような回答でございました。

しかし私はですね、やはりこの条例のですね、33条で規定されておりますですね、この審議会、審議会がですね、審議会の第33条の括弧2にですね、市民参加手続の実施状況についての評価、こういうものもですね、ちゃんと挙げるべきというようなことで条例になっているのにもかかわらずですね、17年からそのようなですね、回答を聞いたことがないという実態がありますが、この点について、ちょっと伺いたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） この件につきましては、副市長の方から、お答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 御答弁させていただきます。

この条例は、議員の今おっしゃったように、平成17年、施行されてます。

この条例ができるまで、市民研究会が...、条例の市民研究会が平成15年立ち上がって、9カ月かけてですね、議論をされてきました。その後、富良野市まちづくり市民会議が設置をされまして、ここで半年間かけて議論されてきてございます。

今おっしゃられました、33条の市民参加制度調査審議会のことだと思いますが、これにつきましては、ことし3月26日と5月28日に2回の会議を開催をいたしております。

それで、議員がおっしゃられておられますような案件が、いま議題に上がってます。大きくは、市の広報の仕方。案件だけではよく内容がわからんものがありますということで、その広報の仕方をもう少し考えるべきだという議論が随分されております。

もう一つといたしまして、何でもパブリックコメントに出すのではなくて、先ほど、ちょっと御答弁させていただいておりますけれども、市民の関心事に、特化してもいいんじゃないかという省略も考えるべきだという案も出ております。

いずれにいたしましても、この審議会の中で、これまでの3年間のいま検証をしているところでございまして、議員が心配されている内容も、その中でもできていくところでございます。

今後それらを踏まえてですね、新たな考え方等があればですね、また検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2番(宮田均君) もう1点お聞きいたしますが、勉強不足だったのかも知れませんが、まちづくりのルール作成事業で今年度ですね、市民参加...、参加制度調査審査会というのが、はい、審査会という、この中に載っております。予算が7万円です。

この内容とですね、今の質問の整合性っていうか、そちらについてちょっと説明お願いしたい。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) 御答弁申し上げます。

今のお話をさせていただいた委員会、審議会ですね。審議会でいま議論されている。それが今おっしゃられた、予算の中で、その費用弁償等が払われるということでございます。

以上でございます。

議長(北猛俊君) 2番宮田均君。

2番(宮田均君) ここでは審査会とありますけども、これは審議会の間違いでしょうか。したら、ここには審査会とありますが。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) 第33条で規定をされております市民参加制度調査審議会の設置がされているということでございますので、それ審査会という...、審査会を行っているということだというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

2番宮田均君。

2番(宮田均君) 非常にちょっと、今わかりにくい答弁だったんですけど、これ見てください。

これが市民参加制度調査審査会となっております。下も審査会となっております。

これはいいんですか。審議会ではなくて。審議会を審査する。

はい、納得しました。

続いてですね、市道の管理について質問させていただきます。

市道清水山線のこの道路の管理など、あるいは現状について説明いただきましたけども、このですね、内容の中でですね、はっきりしなきゃならないのはですね、ここは市道であるということはこれは間違いはないと思うんです。

しかし、よく今ですね、御答弁を聞いておりますとですね、ここは、河川管理者である旭川開発建設部と協議してやっていくんだというようなことが回答の中でございました。こちら辺の内容の説明。

あるいはですね、道路、ここは、私は早急に復旧され

るべきと考えますが、そこら辺の予算の措置含めてですね、市の予算でしたら、市の予算ですね、急きゅうに補正予算でも組んでですね、やるなりの対応というのでできると思うんですが、そうではなく、河川管理者というようなことで、こちら辺の市と河川管理者の関係についてですね、管理の内容、含めてですね、説明をお願いしたいと思います。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) この件につきましては、建設水道部長の方からお答えをさせます。

議長(北猛俊君) 続けて御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長(岩鼻勉君) 御質問にお答えいたします。

今回落石のあった箇所はですね、答弁させていただいてますように、旭川開発建設部が所管しております空知川の河川区域内にあるということでありまして。市の方ですね、一部市道として占用しているというような状況のところでありまして。

こういうことからですね、復旧に関しては、旭川開発部、建設部、富良野の河川事務所を富良野河川事務所を通してですね、いろいろと協議をさせていただきながらですね、河川管理者である開建の方に復旧をしていただきたいということで、お願いをしているところでありますけども、これが市の方で復旧するという事になればですね、また、土地の用地のですね、占用ですとか、そういうものも絡んでくるということがあります。

早急に復旧したいというのはこちらの方の願いでありますけれども、そういう事情によってですね、いろいろと協議をさせていただいているところでありまして。

以上です。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

2番宮田均君。

2番(宮田均君) 話の内容は、河川敷の中に道路があってそれを市が管理していると、だから直すのは河川の、その土地の所有者であるというようなことで納得いたしましたけど、この協議されてですね、再開のめどですね、再開のめどはいつ頃になるのかと、このことについてですね、やはり協議されて、早急な対応っていうか結果っていうかですね、市民はですね早くいつ頃がめど立つんだということが知りたいと思うんですけど、その点について決まっていることだけでも教え願いたいと思います。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長(岩鼻勉君) はい、お答えいたします。

落石が発生したのはですね、3月の26日という年度末

ということがあります。

当然、各省庁、市、行政もそうですけれども、予算がもう確定、ほぼ確定している状況というところでありました。

そこでいろいろと、何回も言いますが協議をさしていただきながらですね、いまお聞きしている中身ではですね、今月中にその予算的な、どういう調査設計ですね、そういうものの予算的なものを、確定できるかどうかというのが、今月いっぱいめどだというふうにお聞きしております。

それが確定していけばですね、年度内に工法とか、そういうものが決定して工事ができるというふうにお聞きしておりますけれども、あくまでも現状の予定でありますので、進捗というのは、今後十分協議しながらですね、できるだけ早急に開通させていただき復旧できるように、こちらの方もまた要望していきたいというふうにお聞きしております。

以上、年度内ということで、いま調整をしているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 今朝の新聞報道などでですね、開発局の不祥事がですね、随分出てきましたけども、ああいう問題はですね、こういう予算のことについてですね、影響ないものなのでしょうか。

議長（北猛俊君） ここで午後一時まで休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 01 分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き会議を開きます。

午前中の宮田均君の質問を続行いたします。

ここで質問の訂正の申し出がありましたので、発言を求めます。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 先ほどの、質問を訂正させていただいて、取り下げさせていただいて、新しい質問にさせていただきます。

先ほどのですね、清水山線の道路の管理についてなんですけども、最後ですね、敷地は河川敷で開発であると、道路は市道であるということで、例えばですね、ここで事故が起きたときの責任の所在というものは、どういうふうになるのかということだけお聞きしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） ただいまの御質問にお答え

いたします。

あくまでも道路はですね、市道ということで認定、路線を認定しておりますので、その道路上で事故があれば、当然道路管理者の責任ということになるかと思います。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 例えばですね、河川敷地であってですね、これが石が落ちてきた場合、石の処理は開発がやって、それで工事も開発がすると、市は道路を管理しているというか市道であるという位置づけであると、それで事故が起きたときは、これは、市の責任で処理するというので、いいんですか。

例えばその後ですね、事故にもいろんな事故がありまして、例えば河川用地であるということからして洪水だとかですね、そのときの事故も考えられると思うんですが、そのところもあわせてですね、もう一度ちょっとお答え願いたいと思いますが。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） すみません、ただ今の質問のですね、最後の部分をちょっとはつきり聞き取れなかったものですから、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

議長（北猛俊君） 2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 最後の方はですね、事故にもいろいろございまして、例えばあそこは河川用地になっている。その中で河川用地ということですね、水害、災害のおそれも、考えも出てくるわけです。

そうなった場合、市道に、市道で市道を通している車でも、そういう水害なりの事故があった場合には、それでもやはり市の責任になるのでしょうかと、そこら辺をもう一度、お答え下さいということ。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） お答えいたします。

当然市道、市道の管理者ということですので、市が管理しているような状況になりますので、その中で、事故が発生してくるということになればですね、当然、市。

状況に応じてはですね、その辺もまた場所的なものも当然出てくるかと思いますけれども、その辺は状況に応じてですね、協議、その危険の常識、状態っていいですか、そういうものになってくると思いますので、今ここでどっちがどうだということはお答えできないような形になりますけれども、あくまでも道路上のことであればですね、道路の管理者、これは市になりますので、市の責任にということになるかと思います。

いろんな状況が絡み合ってくるかと思いますので、そ

の辺はちょっと、差し控えさしていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（北猛俊君） 2番宮田均君。

2番（宮田均君） 最後によすね、言ひたいことはよすね、やはり市道であるという管理の、管理のどこまでちゃんと管理しなきゃならぬんだということによすね、市を、市はよすね、ただお金がないとかによすね、そういうことじゃなくて...、なくてよすね、ちゃんと、どこら辺までが市の管理で、事故が起きた時はどこら辺の責任だということによすね、踏まえてよすね、要するに管理を徹底してこれからいく必要があると思ひます。...のことによすね、もう一度答弁お願ひします。

議長（北猛俊君） 御答弁お願ひします。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） はい、お答弁いたします。

こういう危険なものによすね、予算がないからとかお金がないからできないということは、一切我々は考へていないところであります。

道路上の管理というのはよすね、路面の状況、当然パトロールの中では、路面上の状況よすね、あるいは道路構造物、それから標識、斜面であれば、そういうの路面の状況ということで、常日頃、道路パトロールしてて状況でありますよすね、その辺を徹底して、今後ともやっていきたいというふうには考へているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 続いて中心市街地の活性化について質問させていただきたいと思ひます。

駅前広場について、質問としてよすね、1、2、3と4、そして駅前区画整理事業5点ございましたよすね、はよすね、2と3、要するに駅前広場の環境の配慮と、それから3の、3番目によすね、3点目の緑化計画についての、今後の取り組みについて、あわせて質問させてもらいたい、質問したいと思ひます。

まずは、駅前広場の、この環境に配慮したというのは、その自然環境にも配慮した、あるいは道路交通の身障者及びにそれなりの身障者、その他の老人、高齢者の方々に配慮した環境、配慮し、環境に配慮した道づくりというのが行われているということで答弁いただきましたが、私は、この中では緑化、要するに緑の、あるいは自然環境、これが感じられるような駅前広場であるべきだというふうにお願ひします。

例えば、いまはプランターだけしか置いてないんですよ、この部分で、今後の緑化計画があるのかなのか。あるとすればどのような計画なのか。

これについてお願ひいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁お願ひします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 中心市街地の活性化の2番3番についても、あわせて建設水道部長の方からお答弁いたします。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁お願ひします。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） ただいまの御質問にお答弁いたします。

駅前広場の緑化ということでありますけれども、これは昨年、工事が完成したということで、昨年の議会の中でもよすね、いろいろ質問をいただいていたところであります。

その中では、緑化のあり方ということで、植栽等がないということでプランターなどによる移動式植栽ということで、昨年来答弁をさせていただいていたところでありますけれども、ことし、それを実行してきているところであります。

当然、駅前広場に関してよすね、緑が足りないというのは、ご指摘のとおり自分もそういうふうにお願ひしておりますけれども、ことし初年度ということで、とりあえずプランター等でいまやってきておりますけれども、今後こちらの方にも、先ほどの市長の答弁の中でも、お話しをさせていただきまされたけれども、今後ともよすね、どういふふうにやっていくか、あるいは地域の皆さんの協力。その辺を総合的に含めてよすね、さらに、これで終りということではありません。まだまだ進化をしていくという形で考へております。

駅前広場に関しては、これも何回も繰り返しになりますけれども、高齢化社会ということでバリアフリーに重点を置いたということ、それから冬の除雪。この辺に力点を置いたということで、ああいうような整備になっておりますけれども、緑化についてはまだまだこれからやっ...、進化していくというふうにお願ひいただければというふうにお願ひします。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 続いてよすね、横断歩道と駐車場の増設確保のことで再質問させていただきたいと思ひます。

今の回答でいきますよすね、横断歩道は、横断歩道の、横断歩道は東4条の、4条と相生通り...、朝日通りですか、東4条、相生通りの交差点。あるいは朝日通りの交差点。

あそこに信号を設置したいというようなことで要望しているということでお願ひしましたが、そのほかによすね、朝日通りを渡る。要するにふらのバス近辺からよすね、

駅前から来たお客様がですね、やはりあその交差点まで歩いて歩いて渡らなきゃいけないのか、それとも今後、あその近辺にですね、横断歩道を設置する考えがあるのかなのか。

その点についてお伺いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

駅前広場ということとですね、土地区画整理事業の事業区域というのをちょっと分けてお話しをさせていただきたいと思えます。

当初の質問では、駅前広場の駐車場、それから横断歩道ということで御質問がありました。答弁の中ではですね、東4条、それから相生通りということでですね、答弁をさせていただいております。

ここには現状、横断歩道は設置されておりますけれども、信号の方に関してはですね、昨年来から要望さして、公安委員会の方に要望させていただいて、現状まだついておりませんが、引き続き要望させていただきたいというふうに考えております。

その他、朝日通りに関してはですね、ちょうどご存知のように、ふらのバスの駅前の案内場があります。そのあたりがですね、カーブになっている状況でありますね、この辺に関しては見通し等の問題がありまして、横断歩道が設置できないという形になっております。

いま農協の事務所があるところですね、まず農協の事務所とですね、資料館...、資料館ですね、資料館のこのT字路に関しては、横断歩道が設置されているというふうに思えます。まず信号ありません。その隣、きのうも市民駐車場の整備ということで話をさせていただきました。東2条と相生通りの部分。

朝日通りの部分のT字路なんですけども、こちらの方にはもうですね、いま横断歩道の関係は考慮して考えておりますけれども、その他にも部分の朝日通りの方に関してはですね、設置は難しい状況という形になっております。

それから、駅前広場の中に関してはですね、あれで工事が完了しております、注意して見ていただきたいと思いますんですけども、東5条側と、それからバスの出入りする部分ですね、ここは道路上に、横断歩道上にですね、黄色いペイントがされているというふうに思えます。

この意味はですね、常にそこは歩道ということになっておりますので、特段、横断歩道とかそういう表示はされていないというような状況ですので、横断歩道の状況というのは、以上申しましたとおりであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） いまの御答弁ですと、朝日通りの東4条、あその交差点から農協の事務所のあその交差点まで、ほかに横断歩道の設置はできないというようなことで理解してもよろしいですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） はい、現状ではちょっと、今のところ難しいということとあります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 非常にですね、歩行者側から考えますとですね、非常にですね、駅をおりた方がふらのバス待合所に行かれて、それからですね、また向こうに渡ろうとしたらですね、また朝日通りの片側の歩道を通りまして、あその東4条のいまの交差点、信号設置しているところまで行かなきゃいけないと。

いうところでは非常にですね、歩行者はですね、あるいは高齢者の方は不便と思いますが、そこら辺ですね、今後ですね、設置の方向でですね、やはり、安全も大切だと思いますが、設置の方向でですね考える、考えるっていうか、そこら辺の考えについてちょっとお伺いしたいと思いますが。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） はい、ただいまの御質問にお答えをいたします。

横断歩道の設置ということで、区間的にですね、いま当然、いろんな状況からいけばですね、そこそこに横断歩道をつけていければよろしいかと思えます。

いまの状況でカーブのところを含めていけばですね、かなりの横断歩道の数を設置というような意味合いにとられるんですけども、我々としても安全に配慮した中でですね、できる限りいま設置をしてきている状況ということですので、その辺を御理解していただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 今の考え、お答えですとですね、その区間の、今質問したですね、区間の間に設置の予定はあるということで理解してよろしいですか。ない、その間にはもうないと...。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） はい、ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども話したかと思いますが、現状ではないということでお答えをさせていただいたつもりであります。以上です。

議長（北猛俊君） 2番宮田均君。

2番（宮田均君） 現状ですね、ふらのバスの前からですね、朝日通りに渡ってる。

これはですね、人がですね多々見られまして、これは私は、横断歩道がない方が危険だと、私は理解するところですが、そこら辺現場をですね、よくですね、観察していただいてですね、人も車も安全な、そして高齢者にも優しいような取り組みが必要と考えますが、もう一度答えを、お答えをお願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） 再度お答えをいたします。

横断歩道に関してはですね、東4条、それから相生通りの部分ですね、今後、信号も設置していただくようにですね、要望を行っております。

若干距離があるかもしれませんが、そちらの方を利用していただきたいというふうを考えております。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） はい、時間がなくなりましたので、最後の駅前区画整備事業の関係で再質問させていただきます。

総事業費54億7,000万ということで、ことしの本年度の工事としては、無頭川モール整備工事、ポケットパーク整備工事、駐車場整備工事、駐輪場の整備工事、換地処分設計業務委託などがございまして、1億2,023万円が計上されております。

このことについてはですね、この中に、この土地区画整理事業として、54億の中に入っているのかどうかということを確認したいのと、これが富良野市の負担額、国の補助額は100万円ということで伺っておりますが、この、いままでの土地区画整理事業の違いについてかですね、補助金関係でもですね、違うのか、一緒なのか、そこら辺ですね、明確にちょっとお答え願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） お答えをいたします。

総額54億7,000万円ということで、先ほど答弁をさせていただいております。

当然、ことし実施します無頭川のモールですとか、その他工事、それらも全部含めてですね、54億7,000万円という事業費の中でおさまっていくだと、いくというふうを考えております。全部含んでいるということであり

ます。

それから補助金関係、100万円ということでありませうけれども、これはまちづくり交付金ということですね、交付をいただいているところでございます。これは前年、その前年、前々年度も含めてですね、トータルの中で考えておりますので、ことしは100万円ということで、いま申請をして交付決定をいただいているという状況であります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 54億7,000万の中に入っているということで確認させていただきましたが、今後ですね、この駅前の区画整備事業、今後いろんなことがですね、また、まだ市のですね、所有地の空いているところもございまして。

あるいはその管理、その他どういふふうにして交通体系、あるいは、歩道たい...、歩行者の体系をどのようにしていくかということ...、なんかでも事業としては予算的には、まだまだかかってくることもあろうかと思いますが、今後、こ...、ここら辺ですね、今後の事業に対する、出てきたときの事業に対する考え方と、予算の考え方について伺いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） お答えをいたします。

いま市有地、残っている市有地とかという話もありますけれども、当然、ことしの工事の中でですね、ある程度の市有地、駐輪場ですとか駐車場ですとか、そういうことで整備をさせていただくということでもあります。

すべて工事に関してはですね、土地区画整理事業、今年度で工事が終了ということになりますので、以降の増ということは考えており、いないところであります。

来年度は換地等の清算がありましてですね、終了ということになりますので、あくまでも平成20年度土地区画整理事業の工事の完了ということで、あります。何回も言いますが、そういうようなことであります。

以上です。

議長（北猛俊君） 以上で宮田均君の質問は終了いたしました。

次に、今利一君の質問を行います。

6番今利一君。

6番（今利一君） -登壇-

通告に従いまして順次質問してまいります。

1点目、交通安全対策について。高齢者の事故防止対策と、啓発活動についてであります。

今や日本人の平均寿命は男性で79歳、女性で85.81歳となり、昭和30年に、男性63.6歳、女性67.75歳で

あったものが、50年近くたった今、男性で15歳、女性で11歳延び、男性はアイスランドについて、次いで2位、女性は83.8歳のフランスを上回り、1位で、男女平均で長寿世界1位となったわけであります。

こうしたことから、豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知恵を持っている高齢者が、住みなれた地域で安心して生活し続けられ、また、若い世代とともに地域社会のさまざまな活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要であります。

しかし、近年、年齢を理由に、社会参加の機会を奪ったり、住宅の賃借を拒否されたりする問題など起きております。また、悪徳商法の犠牲になったりするケースなど、問題も生じております。

さらに、高齢者の方へ親族が暴力を振るう、厄介者、厄介者扱いにする、介護の世話を放棄するなど、さまざまな虐待問題も発生しております。

歳をとると肉体的、精神的な衰えを迎えるのは避けられないものであります。

少しでも長く健康であるにはどうすべきか、平均寿命が延び、ほとんどの人が高齢の時代を経験するとき、楽しい老後が持ち...、も...、老後が待ち受けられるような、そんな地域社会を実現するために日々努力していますし、これからも努力をしてまいりたいと思っております。

65歳以上の...、以上が望む施策支援の中で、在宅サービスの充実、国の社会保障制度の充実など、ほかベストテンの中に交通安全対策、高齢者に配慮したまちづくりが挙げられます。

そうしたことから、国では平成18年12月20日、バリアフリー新法を施行いたしました。この新法の目的は、建築物と交通施設のバリアフリー化が別々に行われてきたことから、今後は、一体的に整備を行おうとするものであります。

具体的には、従来は建物や公共交通機関だけであったものが、新法では、それらに加えて、道路や野外駐車場、公園、日常生活で利用する施設を広くとらえ、生活空間全体におけるバリアフリー化を進めることとしております。

また、基本構想作成の時のとき、協議会や...、協議会制度や法制化、事業者や地域住民からの基本的構想の提案の創造が図られております。いわゆる従来のハートビル法と、交通バリア法との一体化させたものが、これであります。

さて、本題に入りますが、今後、本格的な高齢社会への移行に向けた、総合的な高齢者交通安全さく...、対策について、市としても具体的な提案をしていかなければならないと思うわけであります。

高齢者の自動車の運転は、行動の範囲を飛躍的に拡大する手段でもあり、過疎地帯にとって切っても切り離せ

ない交通手段であります。

そうした社会の背景もあり、高齢社会の進展に伴い、みずからの自動車を運転する活動的な高齢者が数多く、近年、車を運転する者が交通事故に...、車を運転する者のうち、交通事故の...、車を運転する者の交通事故のうち、高齢者が事故を起こす傾向が高くなっております。つい先日、富良野で起きた旧国道の事故も、その一つであります。

そこで、質問であります。このことから、扇山の旧国道における人身事故の見解と、今後の道路改良の見通しについて伺うものでや...、伺うものであります。それとともに、事故防止の啓発活動の実施状況についても伺うものであります。

また、高齢者がみずから自分で車を運転しないとして、車の運転免許証を自主返還する場合が出てきております。その場合、返還した高齢者の方々の行動範囲が急速に狭まり、高齢者の社会生活に大きな影響を与えることとなります。

私た...、私は、そうした不安を取り除いてやらなければならぬと思うところであります。

そこで、自主...、自主返還した高齢者が、不安を持たずに社会生活を営むことのできる交通政策が必要と考えますが、市長の考えを伺うものであります。また、バリアフリー化新法に伴う高齢者向けの車の開発の提案をするなどして、高齢社会に向けて、自治体として積極的に推し進めるべきと考えていますが、いかがなものでしょうか。

さて、次に、改正道路交通法の自転車ほ...、歩道交通規定についての質問であります。これは、先ほど広瀬議員が質問したため、内容については一部省略し、質問だけのみとしていきたいというふうに思います。

1つ目に、市内では中高校生、一般の人達を含めて、歩道への自転車乗り入れがされているものと判断されますが、市としてどのような見解をもっておられるかお伺いします。また、観光客も含めた今後の歩道への自転車乗り入れの市の対応をお伺いしたいというふうに思っております。

2番目のことに関しましては、先ほど広瀬議員が質問いたしましたので、省略させていただきたいと思っております。

次に、市道の管理についてお伺いいたします。

1点目、未舗装の防塵、未舗装道路の防塵対策についてであります。季節が進むにつれて観光客がふえ、未舗装箇所にある作物、観光施設にとっては、ぼうじ...、防塵対策は頭の痛い問題であります。

そこでお伺いしますが、路線番号5108番、それと路線番号5208番についての...、は、過去にアスファルトの廃材を使い、ほこりを押さえてきた経過にありますが、今日では既にその効果はなく、周辺の農家の、宿泊施設、

農家、宿泊施設に影響がでております。市の対応について伺うものであります。

次に、市道管理の2点目、市道の草刈りについてであります。

市道...、市道の延長約6,800...、681キロに及ぶ草刈りをするのは容易でないと判断しております。子供たちの通学路の確保、交通安全対策などで...、などの面で、障害を起こす場合が多く見られると思います。早急な対応が求められるものであり、特に草刈りがどのような体制で行われているのか、草刈りが不十分な箇所について、お答えいただきたいというふうに思います。

最後に、道路側溝の改良についての見通しを伺うものであります。

この...、このところの気象の変化、異常気象には富良野市の、富良野の中小河川のはんらん、道路側溝の埋没などを引き起こしているのが現実であります。そのことは、これだけにとどまることなく、周辺の農家、作物に大きな被害を与える結果となっているわけでありまして。特に、東山、老節布、西達布、麓郷、布礼別、富丘など、富良野の山間地帯に、特にその被害が多く見られるわけでありまして。

今回の質問の箇所、5335線...、35線にも、幾度となく、その被害に見舞われ、流された土壌が下のポン布礼別川に流れ込み、土壌が...、川...、土壌が堆積した状態にあります。

この周辺は畑総事業も行われており、だれが事業主体となるべきか、責任の所在がどこにあるのか、こうした問題の解明はふくざ...、複雑であります。市として早急な対応が望まれるわけでありまして。畑の地形の改良はそこだけにとどまらず、農業の機械化効率化のため、畑のきんぺい化が行われております。

市の道路側溝の整備が追いついていない状態にあります。また、道路側溝整備に当たり、水の流量の計算が少な過ぎ、側溝そのものが...、のあり方に問題があるのではないかと考えております。また一方で施設の老朽化も...、ろうきゅ...、老朽化も目立っております。とにかく、そこばかりでなく、早急に抜本的な対策が必要であると考えますが、この質問の路線であります改良が、今後どのようになるのか、見解を求めるものであります。

さらに、これらの優先順位であります。市の限られた財政の中で、優先順位を付け作業することは理解するものであります。作業ができない理由、工事がいつ行なわれるのか、当事者に対して説明する責任があるというふうに思いますが、見解をお伺いし、第1回目の質問を終了させていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

今議員の御質問にお答えをいたします。

1件目の交通安全対策についての1点目、高齢者事故防止対策と啓発活動についてであります。初めに、扇山における人身事故に伴う対策と、今後の道路改良工事の見通しにつき...、つきましては、事故後、5月13日、富良野警察署及び富良野市における事故現場での道路診断を行い、今後の事故防止に向け、警戒標識2基及びカーブ誘導標識2基の看板及び、交通安全旗の設置を行ったところでございます。

現地のカーブ曲線半径ですが、市道を道路改良する場合の設計速度では、現状でも道路構造上...、構造令の基準を満たしているところではあります。今後は公安委員会に対し、40キロメートルの速度規制標識の設置を要請してまいりたいと考えております。

次に、道路改良の必要性の認識と改良年次についてであります。市道扇山布部線全線の道路改良は、難しい状況と判断をいたしているところでございます。

次に、運転経歴証明書の活用についてであります。運転免許証が身分証明書として広く利用されている現状から、運転免許証を自主返納した場合、運転免許証にかわる身分を証明する書類として、希望により公安委員会が交付する、運転経歴証明書を受けることができます。

高齢者の運転免許証の自主返納の推進は、現状、高齢者は仕事や日常生活に欠かせなく、車を利用する機会が多く、運転経歴証明書による自主返納を啓蒙、促進することは、難しい課題と考えております。また、高齢者向け自家用車の開発につきましては、現在のところ必要とは認識はしておりません。

次に、2点目の自転車の通行等に関するルール改正と対策についての富良野市における自転車走行の実態についてであります。市街地や交通量の多い道路等では、自転車は歩道を通行している状況が多いものととらえているところでございます。

そこで、小...、小中学生、高校生、看護学生、一般、観光客への対応についてであります。警察、交通安全協会、学校などと連携を密にし、自転車走行のマナーの徹底に努めてまいります。

次に、2件目の市道の管理についての1点目、未舗装道路における防じん対策についてであります。平成20年4月1日現在、市道総実延長は681キロメートル、舗装済延長324キロメートル、舗装率は47.6%となっており、市内のみそう...、未装...、未舗装道路は約357キロメートルであります。

舗装につきましては、計画的に進めているところでございまして、平成19年度の新規舗装延長は約1,190メートルであります。

そうした中、砂利道のほこり対策につきましては、アスファルト乳剤散布や飛散し...、飛散しづらい材料の敷

きならし等、種々対策を行っているところでありますが、それぞれに長所、短所があり、農産物に影響を与えず、また安価に、かつ効果的な材料、工法がなかなか見つからない状況でございます。

しかしながら、農産物や観光関連施設へのほこり対策は重要と考えておりますので、今後も市道砂利道に試験的に種々の材料の散布、敷き均しを行い、対策の有効性を確認してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の、市道の草刈りの路肩草刈りについての対応であります。初めに、市道延長と草刈り対策の現状につきましては、市道総実延長は954路線、681キロメートルあり、しゅ...、市有車による路肩草刈りと、各地区道路愛護...か...、各地区愛る会...、愛護会等の地域協力を得ながら、道路環境の向上に努めているところであります。

平成19年度の実績につきましては、市有車による道路路肩草刈り作業延長は32路線、76.7キロメートル。道路愛護会等34組につきましては、約455キロメートルの道路草刈り作業を行っていただいております。市道延長の約78%を行っているところでございます。

次に、幹線道路歩道等の歩車道縁石と舗装との隙間が、あるいは、歩道舗装内の雑草処理につきましては、機械による処理が難しいため、対策に苦慮しているところであります。

歩道内に発生する雑草は舗装の劣化を早めることから、今後も地域と連携を図りながら、雑草等の処理対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の道路側溝改良についてであります。初めに、市道布礼別6号線の改良見通しでございますが、丘陵農村部の市道道路側溝につきましては、未整備箇所が多数あるところから、周辺農地に降る雨水対策及び流失土砂の対策を、すべて道路側溝で行うことも地形上困難な場合がございます。

市道布礼別6号線...、市道路布礼別6号線に隣接する農地は、道営畑総事業により整備され、地形上の問題から農地の排水処理を市道以外の沢地に誘導流下させて整備されたものと思われませんが、はいしゅ...、排水終末が年数の経過とともに、破損、洗掘等の被害を受けたものと思われま。

事業の性格上、農地排水りゅ...、流末の施設管理主体はどこなのかを含め、地元や改良区とも協議を行い、その復旧対策を図るべきものと考えております。

次に、農村部の道路側溝整備の優先順位についてあります。家屋や倉庫等の立地状況、地形上、周辺道路の水がたまる、集まる丘陵低地地帯...、低地地区道路、過去の農地被害及び未整備による被害予測を勘案し、優先順位を決めているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

6番今利一君。

6番（今利一君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

高齢者事故防止対策と啓発活動ということで、お伺いしましたけども、5月13日の富良野においての事故のことに関してでありますけども、私も何回かあその道路通らせていただきましてですね、旗だとかあるいは事故防止のですね、標識が立ったということは承知しております。

ただ、私の考えとしては、いま質問の中にありましたように、今後ですね、好むと好まざる等にかかわらずですね、日本人国民全体がですね、高齢者に向かっていく、高齢化社会、高齢社会に向かっていくと、そういった場合においてですね、そういった道路、いま改修する必要はないというふうな答弁をいただきましたけども、そういったことに向けてですね、危険箇所だとかいろんな場所が僕はあると思うんです。

そういったことを、必ずチェックしながらですね、この箇所も問題はないと、40キロ走行でも問題はないというふうにしてもですね、ある意味では、高齢者になれば、先ほど申し上げましたけども認知能力がおくれてみたりですね、あるいは判断能力もおくれるというふうな部分からですね、私は、きちっとした整備計画を立てながらですね、そういうふうな交通安全対策をですね、やるべきではないかというふうに思っておりますけども。

あくまでもこの部分に関してはですね、やらないということでもありますけども、事故の内容等についてですね、もう一度、見解をお伺いしたいというふうに思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今議員の御質問にお答えをさせていただきますたいと存じます。

御質問の趣旨は、十分理解をいたしているところであります。

ただ、高齢化社会を迎えてですね、それに順次対応できるような道路行政というのは、まだ明確に国の方からですね、国の方でも、国道あるいは道道あわせてですね、現実に行われていないというのが、私は実態ではないかと。

車の乗る人を対象に、道路があるわけでないわけですから、そういう意味からいきますと、速度制限で、それぞれの運転をセーブしている。あるいはまた、歩行者が歩くようには、それぞれの規制の標識でそれによって道路の順路をつくっていると、こういうような状況でございますから、私はこの交通事故の1件を...、に当たりましてですね、この対策として、やはり乗る人もやはり、

もう少し気をつけた形をですねって乗るべきではなかったのかなと、こういう判断もいたしますし、またもう一つは、80歳という年齢、約80歳...、78か9ですね、こういう高齢で、家族の方も、やはりそういう意味からいきますと十分その洞察をしながら、やはり運転の状況ができるのかできないのか。

あるいは、そういう状況の把握もして、この万全体制をとる必要性があるのではなかったのかなと、こういう感じがいたしているところございまして、ただいまの御質問に対しましては、市といたしましては、現在の道路状況にあわせて、国...、国で定めている速度の状況を十分見きわめながら、それにそれぞれの警戒標識、あるいは指示標識等を十分、果たす役割を持って、これに当たっていきたくてこのように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） あの事故というのは、あくまでもそのスピード出し、出し過ぎていて40キロ制限を守っていなかったというふうな見解のように聞こえるんですけども、そういうふう理解してよろしんでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） いまの御質問にお答えをさせていただきますけども、スピードという状況。

私も明確にお聞きしてませんから、確かなことは申し上げられませんが、通常標識で示されている状況であれば、40キロ制限であれば40キロ制限のところで曲がりきれるとというのが常識...、状況だと思いますけども、御高齢であるということから、その状況を見ながらハンドルきるのが、おくりた...、おくれた。そういう状況があるのではなからうかと、このように感じているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） 市長の言って...、言われることは私もわからんわけではないんです。

ただ、先ほども申し上げましたように、一つは、判断能力や、あるいは目が悪くなったりですね、肉体的にどうしても踏まなきゃならん時にブレーキを踏まなかったというふうな部分も筋力の衰えも出てくるでしょうし、そういった意味からすればですね、そういったことを考えながらですね、道路整備というのは行なっていかなければならないというふうな思っておりますし、そういった対策をですね、とっていくことが、今後ですね、高齢社会に向けた一つのやっぱりメッセージになるんだろうというふうな思っておりますし...、思っております。

私はこのことに関してですね、平成18年の3月にです

ね、富良野市健康増進計画というふうなものを出された資料を見まして、この資料の中にですね、こういうことが書かれていますね。

高齢者や障がい者が...、障がい者の方々にとって、安全で快適に利用できる歩道空間の整備が急務となっております。と。今後、高齢社会に対応し障がい者や児童にも優しい道路づくりを目指し、歩道の新設、拡張及び歩道の空間における段差、勾配の解消に努めます。また、生活環境基盤の向上を目指し、木を植えたり...、の設置など景観に配慮し、高齢者に限らず、すべての人が安全で快適に利用できる、いわゆるユニバーサルデザイン、道路空間の創造を図るというふうなですね。

こういうふうなことが、前市長である高田市長が、この冊子をつくっているわけなんですけども。

それと同時にですね、平成20年の今年度の市政ほうし...、執行方針の中にですね、能登市長、市長はですね、そう、これと同じようなことを書かれていると。

そういった部分に関してですね、そういった部分との、この冊子との整合性というのはどういうふうになるのかですねお聞きしたいというふうに思っています。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今議員の再質問に、またお答えをさせていただきたいと思えます。

いま、今委員が...、議員が指摘されております内容につきましても、私はこれ、市道を中心ですね、市街地内の状況づくりで、バリアフリーを主体として記載をさせていただいたというふうに記憶をしているところございまして、この、扇山地区のやつまで範囲を広げて判断するという状況では、私はないんでないかと、このようにお答えをさせていただきたいと存じます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） この文書をですね、さらに読み続けますとですね、公共施設のバリアフリー化を図り、これからの公共施設のアクセス道路の整備を国、道とともに連携をとった歩道空間を、ネットワークを形成するというふうなことも書かれているんですよ。

だから、そういった意味では、いわゆる、ユニバーサルデザイン、いわゆる歩道ばかりじゃなくてですね、道路の整備をやるんだというふうな、こう、こういうふうに書かれているんですけども、その辺に関してはどうでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

道路につきましても、それぞれ国道、市道、市道とそ

それぞれ交差点、交差する部署的なものが本市においても、結構、道路上ございます。

そういう状況をですね、それぞれの施策によって行われているというのが現状でございますけども、市といたしましては当然、国道、道道、市道とそういうつながりの中で、いま、ただいま御指摘ありました道路の幅の問題、あるいはバリアフリーの問題、そういうことをあわせて、ともに検討していくと、こういう形に、私はなっていくだろう。

また、そういうふうな、これからは考えていかなければならない状況になるだろうと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6 番（今利一君） それで、今の健康増進計画といったそういったものをもとにしながらですね、ここに書かれてある文章の中にありますように、そういったことで、いろんな危険箇所だとか、そういった部分のですね、中身を拾い集めながらですね、整備をしていくというふうなことで理解してもよろしいのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今議員の再々質問にお答えいたしますけども、いま現在、先ほど御答弁させていただいたとおりですね、道路延長も相当広い、長い。これを全部集約してですね、そういう現状の認識を含めた中でやるということは、至難のわざだというふうには私は考えております。

ですから、ただいま前段で申し上げました範囲の中でですね、最善の努力をしていかなければならないと、このように判断しているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6 番（今利一君） 今の市長が言われましたように、非常にこう、延長するとですね、681 キロも市道があるというふうなことからですね、本当に至難のわざと、いうふうな思いがいたしますけども、ぜひともですね、危険箇所等々をですね、拾い上げながらですね、車の多い箇所、あるいは歩道のある歩行の多い箇所をですね、そういったものを含めながら、観光客も含めながらでね、そういった部分のチョイスをし、そして、安全対策に図るのがベストだろうというふうには考えております。

次にですね、改正道路交通法の自転車編というふうなものが、昨日、富良野市の方から出されたわけなんですけども、その点について御質問をしたいというふうには思っております。

先ほどもですね、広瀬議員の方から、ときを...、的を得たですね、このピラであったというふうには思っており

ますけども、それは本当に私もそう思います。

ただ、第1点ですね思うことは、これはちょっと勘違いするのかというふうな思いもしております。

主なポイントとして、自転車編というふうにご覧いただけます。その文章をちょっと読ませていただきますけども、普通自転車は、この普通自転車というのは、私も理解しておりますけども、スポーツタイプの自転車ではなくて、普通の、学生だとかあるいは主婦の方々が乗る自転車というふうに理解しておりますけども、普通自転車は、子供や高齢者が運転する場合や、車道通行が危険な場合も歩道を通行することができますよというふうなことが1点冒頭に書かれております。で、その1としてですね、歩道通行可の標識があるとき、これは通れますよと。

もう1点ですね、児童、これは13歳未満と、それから70歳の高齢者の方は通ってもいいですよというふうな部分があります。

いわゆる、この二つの文章とですね、車道が通行が危険な場合も、歩道を通ることができるというふうな部分ではですね、誰がそれを選択してですね、自転車に乗っている方々が、勝手にそれを理解してですね、ここは危険だったから俺は、歩道を走ったんだよというふうないうのか、あるいは行政の方がここは通ってもいいですよ。

全面的に通ってもいいんだよというふうな指示を出していくのかですね、その辺のことが、どうもこの文章では私はわからないというふうには思っているんですけども、その辺のお答えをいただきたいというふうには思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） ただいまの御質問に対しまして、総務部長の方からお答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 今議員の御質問にお答えいたします。

今回の道路改正法に基づきまして、市といたしまして、しめん...、市民向けに対してのパンフレット等を策定をしながら、配付をさせていただいた部分かと思えます。

議員御指摘の部分、これは今回の道路交通法改正にのって、富良野警察署あるいは交通安全協会、こういったところで示されている部分として私どもも解釈をしてございまして、いま申しま...、ありましたように、その車両の通行が危険な場合のとらえ方という部分のところの部分、大きな課題というふうにあるかと思えます。

これは例として出されている部分としますと、道路工事や連続した駐車車両などが、車道を通行している場合に困難な場合。あるいは、車道の交通量があつ...、多く、

かつ車上...、車道の幅員が狭いため、自転車と接触する危険が...、危険がある場所と...、場合と、こういうふう

に定義がされているのが現実ではございます。
そういう中で、やはりこれは、先ほども答弁させていただき

ました部分で、広瀬議員にも答弁させていただきましたけども、この乗る方の、利用者のマナーというのが、やっぱり大きくかわりの問題かなというふうに思っています。
そういった中でですね、やはり走行時における車のきゅ...、いや自転車等の減速やあるいは横並び、こういったこと等を含めての人と自転車利用者の部分での危険性を、やはり回避するような、そういった中で、この部分での考え方でこれからも進めていくというふうに考えて

ございますので、いま申しましたように、一つの交通ルールの

中に、この判断基準としての例として示されているというのが、私どももそのようにとらえているという

のが内容でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6 番（今利一君） これはですね、私が考えるにはです、マナーの問題では決していないと思うんです。
実際ですね、車両の通行が危険な場合、危険な場合です、だれが判断するかと思ったら、乗っている人間が判断すると、で、それは常時ですね、その、そこが危険だ

というふうに判断される場合はですね、その辺は決して、マナーでも何でもないと、思うんです、
だから、私はこの箇所はこういうふうにしたらいいたとか、ここの箇所はこうですよというふうな、いわゆる、市の、いわゆる道路管理者がですね、きちっとやはり、その表示ないしはですね、そのここの箇所についてはこうだというふうなことを、私は表示をすべきだろうというふうに考えておりますけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 今議員の御質問にお答えいたします。

ただいまのお話の部分で、道路交通法にかかわる部分での自転車等の危険な場所についての、いわゆる道路管理者という部分での話かというふうに思っていますけども、基本的には、この今回の交通ルールの改正というのは、道路交通法がまず第一にあるということで、警察側が取り締まり等を含めて行うというのが、一般的に道路交通法に

ございます。
そういった視点から見ますと、やはり警察、あるいは富良野安全協会等々含めまして、先ほど申しましたマナーの問題とか、あるいは利用者に対しての指導。

こういったことがやっぱり必要ではないかというふうにとらえてございますので、警察と安全協会等々連携をしながら、そういった体制づくりをしていきたいというふうに考えてございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6 番（今利一君） この問題に関してはですね、なんか押し問答になりそうな感じがしますから、これ以上の質問はしないというふうに思いますけども、ただ少なくとも、いま部長の方からですね、道路管理者としてですね、警察とあるいは安全協会とですね、きちっと相談をしながら、連携をとりながらやっていくというふうなお答えをいただきましたので、その辺、きっちりやっていただきたいというふうに思っております。

それで次に、未舗装における防じん対策についてですね、移っていききたいというふうに思っております。

答弁の中ではですね、私は、この2路線に関してのお答えを、いただいてないんじゃないかなというふうに思っております。

その辺もう一度お聞かせいただきたいというふうに思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今さんの、今議員の再質問には、建設水道部長からお答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） お答えをいたします。

先ほどの市長の答弁の中におっしゃってた、その路線が入っていないんじゃないかというようなことであります。

これに関してはですね、最初の市長の答弁の中にも書いてますように、ここだけの問題ということでは、我々とらえておりません。

全市的な問題ということである程度考えておまして、過去にもいろいろな材料、工法等でやってきたという経緯がありますけれども、なかなか効果的に...、な状況ではなかったという反省に立っているところであります。

今後におきましてですね、市道延長というのは、かなりのキ口数がありますので、全て舗装できれば、これらにこしたことはないんですけども、今後とも試験的にですね、樹脂の材料等の散布等行いながらですね、有効性を確認していきたいと、この二つの路線、質問にあった二つの路線ばかりでなくてですね、ほかの路線を含めて、そういうような形で対応していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6番(今利一君) この路線に関してはですね、部長も御存じかと思うんですけども、アスファルトですね、の廃材というか、そういうものを使ってですね、整備したという経過がございます。

ところがそれがですね、長年というか、私は、この質問したのは平成15年の2定のときにですね、質問してそれから後に直ったというふうに理解しておりますけども、それから後ですね、四、五年経過するうちにですね、はげてしまったというような部分でしょうか。

あるいは、車が多いことによってですね、でこぼこになって、それををはがざるを得なくなったというふうなことになってしまったというふうに思うんですけども、全面的にですね舗装にすれとか、そういった私は、いまの市の財政からですね、そういった部分ではですね、そういう要求だとかそういったものをですねしたいとは決して思わないです。

ただ、少なくともかんきょう...、観光客、あるいはですね、ここにある宿泊施設等にですね、できるだけですね、抑えるような、そういう工法というのが、いろいろとやってみたというふうなことがあります、具体的にですね、どんなものを使う予定をしているのかですね、その試験のことについてですね、お伺いしたいというふうに思っております。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長(岩鼻勉君) お答えをいたします。

いま質問にあります2路線に関してはですね、ここ数年、振興会の方からもいろいろと要請が出てきております。

その都度、こちらの方もですね、振興会と協議をいろいろさせていただきながらですね、早急に対応、その舗装等の対応はできない旨、いろいろとお話をさせていただいているところであります。

いまおっしゃった、過去に舗装、舗装の廃材でやったということですけども、これも3年ぐらいいはですね、何とかもっているという状況ですけども、その間、こちらの方も地域の要望としてですね、グレーダーをかけないでほしいと、当時はですね、かけないでほしいということでありましたけれども、徐々にひどくなりまして、ことし地域の要望としてグレーダーをかけざるを得なくなってきたというような状況であります。

そういうなことで、地域振興会等々もですね、十分れん...、お話をさせていただきながら、いろいろと取り進めているところでありますけれども、今後どのような材料的なものを使ってということの話かと思っておりますけれども、あと砂利等のですね、工夫をしながらですね、試験的にやっていくという方法も一つ考えられますけれども、具体的なものというのは、過去にもいろいろと対応してきておりますけども、それらも総合的に含めてですね、

判断をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

6番今利一君。

6番(今利一君) はい、砂利などほかのものを工夫しながらやっていきたいというふうなことでありますけれども、はたしていつ頃ですね、その、やれるのか、やっていくのか、その、その辺の部分に関してはいかがでしょうか。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長(岩鼻勉君) お答えをいたします。

いま市道に関してはですね、市内、砂利道に関してはですね、グレーダー等が5月から入って、いまも継続して、それぞれスタート、やっております。

これらにあわせながらですね、いつということは、この場で明確な答えは...、ことは話すことはできませんけれども、できるだけ早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

6番今利一君。

6番(今利一君) この問題に関してもですね、早急にやるというふうなことでありますから、これ以上の押し問答は、繰り返したくないというふうに思っております。

ただ、覚えておいていただきたいのは、先ほども中でお話しましたが、その周辺にある作物だとか、あるいは観光施設ですね、そういったものに宿泊施設ですね、そういったものに非常にこう影響を与えているということは事実でありますから、そういった意味でですね、早急に対応していただきたいというふうに思っております。

次にですね、市の草刈りについてですね、お伺いしたいというふうに思っております。

私はですね、去年の何月だかちょっと忘れちゃったけども、山部のですね、基線にあるですね、歩道のですね、草刈りをしたことがあるんです。

それはですね、多分3年も4年も経ってですね、根がですね、草の根が、張ってですね、なかなかとれなかったというふうに経験しておりますけども、そういった未舗装の...、ごめんなさい、草刈りをしない部分っていうのはですね、私は各所で見られるというふうに思っているんですけども、その辺のことは事実として押さえておられるでしょうか。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長(岩鼻勉君) ご質問にお答えをいたします。

その辺は、現状として、こちらの方でもとらえているところでもあります。

歩道に関してはですね、市街部に関しては、幹線道路と言われる部分にですね、歩道をつけさせて...、つけて整備をしているところでもありますけれども、いかにせん通行量がかなり少ないということもありましてですね、草が伸びてくるということで、この辺、答弁の中でもお話をさせていただいてますけども、機械の処理がで...、機械での処理ができないということと、当然、除草剤等をまくことができませんので、大変苦慮しているところであります。

議員、先ほどおっしゃってた道路でありますけども、おそらく市道5区山部線と言われる部分、基線...、かなというふうに思いますけれども、この辺もですね、歩道の部分というの、こちらから山部に向かっていきますと左側にですね、1メーター程度のものがついてるかと思うんですけども、この部分もかなり雑草がはえていることは、認識をしているところであります。

この辺に関しては、この路線に関しては、今年度よりですね、18線から富良野に向かって、道路改良の予定...、改良といいますかアスファルト、路面の改良をいま予定しておりますので、順次その辺も若干でありますけれども、解消はされるだろうというふうに考えているところであります。

その他、山部の公園通りと言われる部分もですね、国道38号から太陽の里に向かう道路でありますけれども、この部分も歩道は整備されておりますけれども、雑草等かなり生えているということ...、ところは認識しております。

通行量がもう少し多ければですね、それなりの雑草も生えないのかと思いますけども、今後ともですね、地域等とも連携を図りながらですね、対応、処理を図っていききたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） この草刈りに関してもですね、早急にやっつけなければですね、また子供たちがですね、あるいはその周辺にいる人達にですね、多大な迷惑をかけるというふうなことを考えますので、早急に対応をしていただきたいというふうに思っております。

最後にですね、道路側溝についてですね、お伺いしたいというふうに思っております。

答弁の中にもですね...、ああ答弁、私の質問の中にもありましたように、この路線に関してはですね、この答弁の中にも書いてあります。土地改良区と、あるいは市との協議がなされていないというふうな部分を書いて、いわれていました。

そのいわゆる、そのっていうことは、土地改良区さんとのですね、協議はこれからなされるということだけでも、今までは全くそういうふうな協議がなされてなかったというふうに判断をしてよろしいのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） お答えをいたします。

ご質問にあります市道5335線、これ市道布礼別6号線と言われる市道でありますけれども、これと、いまおっしゃる中身とはですね、市道の側溝という意味合いではありません。

今回、改良区の方ともちょっとお話をさせていただいておりますけれども、詳細についてはですね、これから協議、中身を詰めさせていただきたいということでもあります。

過去に道営畑総事業でですね、整備されたものということで、お聞きをしているところでありますけれども、当然、整備をしたということですので、事業主体ですとか管理をこれから誰がやっていくのかというのは、当然できたときにお話し合いがされていることというふうに思いますので、その辺も含めてですね、我々の方としても、再度協議を進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6番今利一君。

6番（今利一君） その...、5335線についてでありますけれども、いわゆるこの対応については、今後どういうふうな格好でなされる予定なんでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） はい、お答えをいたします。

御質問の中身の対応ということでもありますけれども、これは、最初の市長の答弁の方でお話をさせていただきましたけれども、実際に流末といいますか、そういうものが整備をされております。

その管理上の問題でですね、洗掘をされたりということで現状としては機能されて...、していないというのが現状であると思います。

それでこん...、対応ということでもありますけれども、復旧の対策というのはですね、先ほどからお話をさせていただいておりますように、地元ですとか、改良区等とですね、十分協議をさせていただいて、当然、整備した当時としては、この方法ということで整備をされておりますので、きちっとした管理をしていけばですね、今後とも使えるものというふうに考えておりますので、その辺の整備の仕方というのは、どこがどういうふうにしていくかというのはこちらの方で、今後協議をしていき

いというふうを考えているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6 番（今利一君） それでは最後になりますけれども、いわゆるいまの部分にかかわる部分も出てきましようが、道路側溝のですね、整備の優先順位というふうなことで、お伺いしますけれども、先ほど市長の答弁の中ではですね、家屋や倉庫の立地条件やですね、周辺の地理的条件、そういった農産物の被害だとか、農地の被害状況を勘案しながらですね、整備を進めていくというふうなことを、それが優先順位でのですね、条件の一つだよというふうなことを言われておりました。

ただ少なくともですね、私は、そういった条件がですね、きちっとやっぱり把握されているのか、されていないのかというふうな部分が非常にやっぱり問題だと思っております。

同じ箇所がですね、10 年も整備されていないだとかですね、5 年も 8 年もそれが、ほおっときばなし、ほおっとかればなしだというふうな状況があるわけなんです。

そういったことが、きちっとやっぱり振興会ないしは、地域のですね、代表の人達がですね、伝えているはずなんですよ。

それがいまだかつて整備できないというのは、一体これはどういうことなのかですね、その辺をお答え願いたいというふうな思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） はい、お答えをいたします。

最初にお断りをしておきたいところでありますけれども、市道の、側溝というところなんですけれども、側溝というのは基本的な考え方からいけばですね、道路の水を排水するというものがですね、道路側溝ということでありませう。

その道路にたまった水を、処理するためには、どのぐらいの断面が必要なのかというのは当然計算でわかりますし、そういうものでトラフ等が設置されているというのが現状であります。

ただ平地ですと、なかなか...、平地ですとですね、そういうことはかなり処理はできるとなんですけども、農村の丘陵部に行きますとですね、なかなかその道路側溝、これは当然側溝で処理をしておりますけれども、農地の水がですね、かなりこう、入ってきているというのが現状であります。

その辺がどうも、計算上ではですね、かなり出てくるものですから、計算上ではなかなか把握できないといわれる部分があってですね、最近特にですね、時間当たりは少ないんですけども、た、数分の間に何十ミリ、何ミ

リってというふうな集中豪雨的なものがありましてですね、それらが道路の側溝をふさいじゃうという現象が起きています。

これはなかなか、つかめないような状況でありますけれども、その都度地域、毎年ですけれども地域の要望としてはですね、しゅんせつだとか、そういうことで要望が来ておりましてですね、地域の協力を得ながらですね、しゅんせつをさしていただいているというところで、一番はやっぱり道路側溝と、農業の部分の排水というのはですね、これは別物なんです。

それが本当は一つのものにまとめてですね、断面の大きなものにできればですね、なかなかこういう、いまおっしゃるようなことは解決ができるんかと思うんですけども、それを一緒にやろうとするのが...、ところに、多少の無理があると。

これちょっと言い訳になるかもしれませんが、そういうところがありますので、農業できちっと整備されたものはですね、農業の方でやはり管理をきちっとしていただくということがありますので、先ほどから何回も繰り返しますけれども、地元、あるいは土地改良区とも協議をしていきたいというのが、その部分であります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

6 番今利一君。

6 番（今利一君） 私はですね、非常に分かりやすい答えだと思っております。

ただ、少なくとも隣接...、隣接している畑、道路に隣接している畑だとか、その畑の水はどこにもっていったらいいんですか。

要するにその道路側溝のですね、排水を深くしない限りですね、排水できないんです。したら作物もとれないんですよ。

そういったことを考えると、当然、道路側溝もですね、その農地の面積だとかそういうものを含めてですね、計算していかない限り、その農地なんてのは全然ものがとれなくなってしまうというふうに僕は考えるんですけども、その辺はいかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長岩鼻勉君。

建設水道部長（岩鼻勉君） はい、お答えをさせていただきます。

道路に関してはそういうようなことで取り進めておりますけれども、現状としてはですね、水田地帯、水田地帯であれば当然排水というのは整備されていると、いうことであります。

転作等でですね、元水田あったところ、水田のともですね、もともとあった排水等もですね、埋めてきているというのが、かなり見受けられているところであります。

本来ですと、やはり側溝とは別にですね、整備されていくものというふうには考えてはおりますけども、現状は、先ほどもお断りしてます、市道はこういうものですよということでお断りしてますけども、現状はそういうこともいってられない部分がありますので、側溝の方になげ...、接続をしている...、側溝の方に受けてるということですか、側溝で受けて、排水をしているということでもありますので、当然、一つのもので、二役も三役もできれば、これにこしたことはありませんけれども、十分地形等も考慮しながらですね、農業の方とも協議をしながら、対策をてって...、練っていかなきゃいけないだろうというふうには考えているところであります。

以上です。

議長（北猛俊君） 以上で今利一君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

6月18日、19日は議案調査のため休会であります。

20日の議事日程は当日御配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時23分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 6 月 17 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 岡 本 俊

署名議員 穴 戸 義 美